

平成23年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成23年12月 12日（月）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田 晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森 豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副 町 長	門脇 裕	農林水産課長	池田高世偉
教 育 長	山本和博	下水道課長	中前千之
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水 守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生 久	総務課長補佐	渡部 誠
観光課長	吉田 誠	企画財政課長補佐	鳥井 登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 20名

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方式と、一括方式の選択制としています。また、質問時間は答弁を除き、30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または、疑問を質すためのものです。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう質問者各位におかれましてはよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

議長（池田信博）

始めに、15番：安部和子 議員

15番（安部和子）

おはようございます。通告しておりましたので質問をさせていただきます。

公共事業を推進しこれを首長の手柄とした時代は去り、地域産業を起こし生活環境、福祉、学校教育、高齢者医療などの、福祉政策へ転換、いわゆる地方自治の土台作りに専念すべき

と大きく舵をきって久しいわけですが、地方はコミュニティづくりや、心豊かな社会づくりの実現に勇往邁進の日々であることは明白であります。わが町でも例外ではありません。

しかし、隠岐の島町では、合併時 17,613 人の人口が現在 15,610 人まで減少しました。さらに少子高齢化は進むばかりであります。

これは、地域づくりを根本から見直さなければならない状況にあることは否めません。まずは、激減する人口に歯止めをかけることがやらねばならない喫緊の課題であると考えます。

そのためには、若い夫婦に子どもをたくさん産んでもらいたい。この春より、公民館活動でも婚活事業に熱心に取り組んでおられますことは評価できることではありますが、晩婚化・未婚化の傾向は容易に越えがたい大きな壁となっています。

また、たとえ結婚しても高年齢では出産に大きなリスクを伴わなければなりません。やはり、若い時に母子ともに元気な出産を迎えてほしい。夫婦の持つ子どもの数も 4 人、5 人と増やしてもらいたい。

しかし、夫婦が生涯に持つ子どもの平均人数は、2010 年 1.96 人と過去最低になったことが、国立社会保障人口問題研究所の「出生動向基本調査」により公表されました。

調査結果をみますと、60%以上が「子育てや、教育にお金がかかりすぎる」という経済的な問題でありました。そのほか、高年齢のためが 35%となっています。やはり、若いうちに結婚してたくさん子どもをつくり育ててもらおう。そのための経済的な負担を行政が手助けして人口増につなげていく、若い夫婦の経済的支援、それは保育料の無料化であると私は考えております。これを私は声を大にして提言したいのでございます。

とにかく今、若者の支援を町の大きな目玉事業として実行しなければ、この町はどんどん疲弊していくのではないかと私は恐れています。

9月の補正で、「孫抱き交付金事業」のユニークな施策が出てまいりました。30万ではなく50万でも良かったのではないかと私は思っております。失敗することを恐れるよりもやることに真剣でないことを恐れた方がずっといいと思います。もっと大きく大胆に保育料無料化を10年続けてやればそれなりの効果が必ず生まれ、町の活性化につながっていくと考えます。そのためには、たとえ、大きなことを言いますが、基金を全て吐き出しても私はいいとさえ考えております。

全国には、保育料無料の地域もあります。幸い、わが町には優秀なプロの職員が大勢います。是非調査研究、シュミレーションされて保育料の無料化を協議のテーブルに載せていた

だきたいのです。

町長のお考えをお聞かせください。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」今日は一日「一般質問」ということでございますが、どうぞよろしくお願いたします。

安部議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問の「人口増加を目指し若い世代の経済的支援として保育料無料化の制度を導入してはどうか。」というご質問でございますが、本町は人口の減少によりまして少子高齢化が大きく進み、このことが大きな問題となっておりますことは、議員仰せのとおりでございます。

私は、このような状況を踏まえ、少しでも若い世代の子育てに係る経済的負担の軽減策として、平成21年度より一般財源を投入いたしまして全体的にも先進的だと思っておりますが、保育児童同時入所の場合2人目以降の保育料の無料化に取り組むなど、国基準の保育料に対しまして更に3割程度を減額する施策に取り組んできておりますことは、ご案内のとおりかと思ひます。

本町の「次世代育成支援行動計画」におきましては、この施策も含め保健・福祉・教育・医療など、各種の子育て支援を今展開させていただいているところであります。

議員ご提案の、完全な保育料無料化をすることにつきましては、今後、そういった施策も含めました子育て支援施策を、関係課相互に調査や研究をさせまして、関連の諸施策が人口の増加につながるような、また、一人ひとりが子育ての楽しさや喜びを感じていただけるような支援を中長期的に進めることが出来ないものか、検討させてまいりたいと思ひます。ご理解を賜りますようお願いをいたしたいと思ひます。

また、議員もご承知とは思ひますが、今年度末までに今、国では「子ども・子育て新システムの基本制度案」をまとめ、幼保一体の「総合施設」これは仮称でございますが、この創設など平成25年度より実施する予定とのことでございます。これに伴います利用者負担の額や方法などが少し変わってくることも予想されるわけでございますので、保育料の無料化につきましては、これらの動向も注視しつつ対応してまいるべきかと存じますので、ご理解を賜りますようお願いをし、回答に代えさせていただきたいと思ひます。

15番（ 安 部 和 子 ）

前向きなご答弁をいただきました。

自然がいっぱいの中で子ども達が増えていけば、それは町の発展であり、本当の幸せにつ

ながっていきます。

思い切った発想に変えることが、今まさに求められていると思っております。中長期的に検討ということですが、仕事には急がねばならない喫緊性のものがございまして、1年先に検討ということになるかも知れません。

突っ込むようではございますが、いつから検討に入られるのか、今一度お聞かせください。

番外（ 町長 松田和久 ）

安部議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

これから予算編成ということですが、この「子育て支援」の問題に関わりませず、色々な事業を私は今見直していくべきではないかと思っております。

先般、新年度予算編成の説明会がございましたが、従来のような予算のあり方で本当に良いのかどうか。今ご指摘がございましたように17,613人で始まりました新町の人口が、今15,600人を切るかも知れない状況、約2千人近い人が減ってきている、高齢化が進んでいる、少子化が進んでいるそういう中で今の予算が本当に機能しているかという事も、もういっぺん考えて欲しいという事を、このごろ私は申し上げました。

そういう中で、子育てというと「保育料」だけではないことがあります。場合によっては教育委員会にまで影響することもあるでしょう。そういった関係課が相集って協議をしながら、いかにあるべきかを、今まさに検討させております。そういう事で申し上げさせていただきました。

そして、また若い皆さんから私にもいろいろな意見を寄せていただいております。その中ではあまり「保育料」を下げてくださいという・・・本当はそういう思いもあるかも知れませんが、私には直接言いません。

それよりも、若い男性があるいは女性が働くような場所づくり、生活の基盤である職をもっと隠岐でももらえないかというような意見も本当に多いです。これもひいては「子育て支援」というか・・・何と申しますか、結婚を促すという事にもなると思えますので、そういった事も含めてあらゆる方向から検討してまいりたべきだと、その様に考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長（ 池田信博 ）

以上で、安部和子議員の一般質問を終ります。

次に、10番：米澤壽重 議員

10番（ 米澤壽重 ）

それでは、通告をいたしましたとおり、国境離島としての本町の取り組みについて一般質問を行います。

今さら言うまでもないことではありますが、私たちが住む離島はそこに島が存在することにより国土面積の実に約 12 倍余に相当する広大な排他的経済水域を確保し、わが国の水産業振興などに大きく貢献しているところでございます。

また、平成 19 年に制定された「海洋基本法」の規定によりまして、わが国の領海・排他的経済水域の保全をはじめ、海洋資源の開発利用・自然環境保全などの面で離島の果たす役割はますます重要視されております。

ご承知のようにわが国の国土は、6,852 の島々により成り立ち、そこには、314 の有人離島が存在し、島根県の人口にほぼ匹敵する 68 万人の人々が暮らしております。まさしく海洋国家であります。その離島の中で国境離島は最近特に海域管理の重要性が認識され海底深く眠るエネルギーへの期待も高まる中で、国家的役割が改めて注目されているところであります。

隣国との接点であるその国境離島の島々が理不尽にも近隣諸国から狙われ、危機的な状況が続いています。昨年 9 月の沖縄県尖閣諸島付近のわが国領海内で起きた衝撃的な中国漁船衝突事件は、竹島問題を抱える本町にとっても、「対岸の火事」と見過ごすわけにはならない出来事でもありました。

また、一方では外国資本によるわが国の土地・森林の取得が大きな社会問題となっているところでありますが、私たちが住む国境離島に既に魔の手が伸びており、予断を許さない状況となっています。対馬ではあろうことか、韓国資本によって国土防衛の要である自衛隊の基地の隣接地までが買収され極めて憂慮すべき事態が起きており、その深刻さは増すばかりであります。

外国資本から狙われているのは対馬だけではなく国の安全保障上、極めて重要な対中国の最前線の南西諸島にも既に手がつけられていると言われております。

今年 1 月にまとめられた東京財団の政策提言によると「隠岐島などでも具体的な動きが表出している。島外から土地の買い付けに来るなど、リゾート用地以外の名目で山林を探す動きも始まっている。」としております。改めて外国資本が私達の足元へ着実に迫っていることを実感したところであります。

竹島問題を抱える本町は、まさにこの国境地帯の最前線に位置しており、この島に暮らすことにより、長い間国土と周辺の海域を守る重要な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、日韓両国間で設定した竹島周辺の共同管理をすることになっている暫定水

域は実際には韓国漁船によって締め出される、入ることの許されない海域となっています。

また、最近では、「海洋科学基地建設」や、「ヘリポート改修」また「大型埠頭構想」等の計画を着実に進め、更には、「日本海」を「東海」に名称変更するよう、国際機関などへ働きかけており、竹島の実行支配をより一層強めようとしています。この理不尽極まる韓国の不法占拠をこれ以上容認すれば我が国固有の領土である竹島の領有権は奪われ、その上に韓国側の排他的経済水域の日本側への拡大を許すこととなります。まさしく国の主権に関わる国土の一部を失う重大な事態となり、水産業を基幹産業とする本町にとっても隠岐島近海での安全操業や、漁獲に大きな影響がでるものと危惧され決して見過ごすことはできません。

そこで、町長に質問します。1 点目は、国境離島の町長としての見解を求める質問であります。

今まで私が述べてきたように、国境離島である本町を取り巻く環境は極めて厳しく、日々緊張が高まりつつあります。このような深刻な現実をどう受け止めておられるのか、町長の見解をお伺いします。

2 点目でございますが、「領土保全対策室」これは仮称でございますが設置の働きかけについて質問いたします。

ご承知のとおり北方領土問題は内閣府の中に「北方対策本部」が設置され、領土問題解決へ向けた取り組みを推進しているところであります。しかしながら、竹島を所管する組織の設置を本町も働き続けてきたところでありますが、残念ながら未だ実現にいたらず、その見通しすら見えない現状であります。

そこでこの際、共通の課題を持つ対馬・尖閣諸島などの自治体とともに力を合わせ連携しながら「領土保全対策室」これは仮称でございますが、設置を強力に働きかけるべきと考えますが町長の見解をお伺いします。

3 点目でございますが、国境離島などの発展を促進するための新たな法律の制定についてでございます。

「国境離島振興法」の制定について質問いたしますが、離島においては、これまでに「離島振興法」、あるいは「離島航路整備法」などの設置により主に公共事業を中心とした基盤整備が推進され、これにより島の地域経済が支えられてきたことはご承知のとおりであります。

また、冒頭申し上げたように近年では「海洋基本法」の制定により、国土管理上の離島の果たす役割が特に重要視されるようになり従来以上に国の対策の位置づけが明確になりました。しかしながら、これらの離島関連の法律により、基盤整備の面ではそれなりの機能を果

たしてまいりましたが、多くの国境に位置する離島では高齢化・少子化の波は勢いを増し、依然として人口流出や、地域経済の衰退には歯止めがかからず、極めて厳しい現状に直面しています。今後更に極度の人口減少や産業衰退が今以上に進むならば、私たちが住むことによって守られてきた国境離島などの国家的役割が果たせなくなる恐れが出てきています。まさに従来の振興策ではおのずと限界があり、特別な支援措置の創設が不可欠となっています。

そこで、定住環境などの促進を目的とした「国境離島振興法」これは仮称でございますがこれの制定を国に対し働きかけるべきと考えますが町長の見解をお伺いいたします。

国境地帯の最前線のこの島で私たちが暮らすことにより、国を守り、国が成り立っていると言っても過言ではありません。先人から受け継いだ文化・歴史を大切にしながら、将来に渡って島で生きていくための経済環境づくりにより一層力を注ぎ、自助努力も怠ってはならないと痛感するところであります。国境離島を取り巻く環境は日を増すごとに深刻化していますが、更なる離島振興の推進を切に願ひ私の一般質問といたします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、米澤議員の「国境離島としての本町の取り組みについて」のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

議員ご指摘のとおり、韓国は我が国日本固有の領土でございます竹島を不法占拠し、海洋科学基地建設や大型の埠頭兼用の防波堤建設など次々に実効支配を強化してまいってきております。

そこで、まず1点目の「このような深刻な現実をどう受け止めているのか」というご質問でございますが、私は、最近の竹島を取り巻く状況に議員同様、大変危惧を私もいただいているところでございまして、昨年の秋に「海洋科学基地」建設という情報が入りましたので、早速、地元隠岐の島町として「反対をする大会」をレインボーアリーナで開催させていただいたところであります。

そこで、今日まで、隠岐島内の町村、あるいは議会及び漁業団体の代表者で組織しております「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」や町議会、そして島根県並びに島根県議会とともに、国に対しまして、韓国の行動に対して毅然とした対応をとってもらいたいという要請も併せて行なっておりまして、韓国に対して毅然とした対応をとってもらいたいという要請も併せて行なっておりまして、韓国に対して毅然とした対応をとってもらいたいという要請も併せて行なっておりまして、韓国に対して毅然とした対応をとってもらいたいという要請も併せて行なっております。

国も再三にわたる抗議など一定の対応をしていただいておりますが、事態はなかなか進展していないというのが現状かと思ひます。しかしながら、今後も関係機関、関係団体と連携しながら、新たな取り組みの検討なども含めまして、課題解決、問題解決に向けた取り

組みの強化を、粘り強くしてまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、2点目の質問「領土保全対策室(仮称)設置の働きかけ」についてでございますが、この問題は議員ご指摘のとおり、以前から竹島を所管する組織の設置を国に対し要望してまいりましたが、未だ実現をいたしておりません。実はこういった話を東京でしますと、やはり「北朝鮮の拉致問題」があります、これは韓国を窓口にしなないとなかなか問題の解決がしないということからでしょうか、はっきり申し上げませんが、非常に竹島対策本部といういい方に対して、腰を引いた意見が多いのです。そこで私は、であるならば尖閣諸島でありますとか沖の鳥島等も含めた内閣府にあります「北方領土対策本部」を「北方領土等領土対策本部」と、竹島という名前を使わなくてもいいではないですかと、そういう形でも日本のそういう国境の島々を所管する内閣府に窓口があってしかるべきではないかという事も、これまで続けて要望をしてきているところでございます。何れにいたしましても、名称はともあれ議員と同様の考えでございますので、関係機関やまたご支援をくださいます国会議員の皆様方との連携も図りながら、引き続き国当局に対しまして強力に働きかけてまいらなくてはならないと、このように考えております。

次に、3点目の「国境離島などの発展を促進する新たな法律の制定について」のご質問でございますが、現在「離島振興法」は、昭和28年に制定をされまして10年間の時限立法として施行され、公共事業を中心に離島の基盤整備の推進に大きく寄与しながら、それ以後10年毎に所要の改正がなされ延長されてまいりましたが、現行法は、平成25年3月末をもちまして失効することとなっております。

議員仰せのとおり、離島は、我が国の領土や自然環境の保全、海洋資源の利用など重要な役割を担っておりますが、依然として医療・福祉等の生活環境面において低位にあり、若年層の流出による少子高齢化が急速に進むなど、なお多くの課題が残されており、財政状況の脆弱な離島町村にとりましては、法の拡充、更なる延長は必要不可欠なものとなっております。

「定住環境などの促進を目的とした、国境離島だけの『国境離島振興法』(仮称)の制定を国に働きかけをするべきでは・・・。」とのご質問であります。離島には、国境離島、内海離島、そしてまた一部離島それぞれに役割が課せられているはずであります。それぞれにあった対策も当然取れると、このように考えております。

私は、全国の離島町村からなります「全国離島振興協議会」の副会長として、「改正離島振興法」施行されるものと信じてやみません。改正法の中で各離島にあった対策がとられて

まいりますように、更なる取り組みを進めてまいりたいと、このように考えておりますので是非ご理解を賜りますようお願いをして、私の答弁に代えさせていただきたいと思っております。

10番(米 澤 壽 重)

先ほどの町長答弁、3点目の質問でございますが、この中で改正が予定されている「離島振興法」の中で対策がとられるよう取り組みを行う、そういう見解をお示しでございますがこの件については私と意見が分れるところでございます。

それでは、どのような具体的な方策をもってそれを進めていくのか、もう一度お聞きしたいと思っております。

その前に実は、2点目の質問に関連があると思うのですが、「領土保全対策室」の設置を求める質問でございますが、有村治子参議院議員が国会の内閣委員会で質問しておりますが、「内閣府にある『北方対策本部』を「『北方等対策本部』として、北方領土だけでなく竹島に関する事案も対処すべきではないか。」と政府を正したところであります。

この時の政府答弁でありますが大変注目される答弁をしています。それによりますと、「新たな業務を追加すべく組織の改廃を行う際には、設置法等の組織関連法令の改正を行う必要がある。」と政府は述べています。有村治子議員は「自分がまだ議員をしてない10年前にも同じような質問が国会で何度も出ているがその時の政府見解は、はっきりしていないのです。これはいったいどうなっているのか。」と。

竹島の窓口をとすることはもう何回も言われているのですが、全く進展がないわけです。

最近の国会の動きを見ても、皆さんご承知のように超党派議員連盟による動きも出てきておりまして、その中で新たな法案の提出が準備されているようですが、しかしその中では、国境警備強化や尖閣諸島の国有化を図る法案等に限定されております。ですからこういう国境離島の新しい法律云々ということは考えていないのが、今の国会議員の先生方の現状でございます。

従いまして、これを動かすには、やはり国境離島をもつ国境離島の自治体、あるいは沖縄県、長崎県、島根県、そして私たちの国境離島の自治体が共に力を合わせ、国に強力に働きかけをしていかなければならないと考えます。

そういった国境離島の「新法」を作り、そして国境離島の窓口を設置していただく、これが早道ではないかと思っております。ですから、そのことについて、これは非常に大事な重要な問題です。これはやってないからずーと窓口ができてないのです。窓口が出来ないということは竹島問題は進展がないということなのです。

政府に窓口がないわけですから、ですからその事をもう一度、単に新たな「離島振興法」の中で対策を講じるとかいうことでなしに、もう少し具体的にどうするか再度お願いします。

番外（ 町長 松田和久 ）

私は「国境離島振興法」を否定しているつもりは全くありません。ありませんが、今国の財政状況を見て見ますと、国と地方あるいは外郭公的団体等の負債合わせると恐らく1,100兆円は超えているだろうと、例えば道路公団のようなものを入れると、そういう状況でございまして、先ほど言いました、昭和28年の「離島振興法」が制定され、全国離島振興協議会が設置されまして、それに参加をいたしましてからもう半世紀以上経つ、そういう中で「パイ」はひとつしかない。それを全国の離島振興関係のものと別にして新たな法律を作っても、その「パイ」が例えば100としますか、それが増えるかというところではないかと思うのです。

ですから、「離島振興法」参加の離島振興協議会を強力な形に今してきているものですから、これを力を分散させるのは如何なものか。

長崎県から始まったこの「国境離島振興法」、内容はわかるのですが私は離島振興協議会の中で一括して、先ほど言いましたように一部離島、外海離島、内海離島そういったものの役割をきちんと明確にしながら、法律の中でそれぞれの機能に対する支援が出来るようにしていけば、それでいいのではないかというのが我々の考え方でございますので、是非ご理解をいただきたいと思えます。

議長（ 池田信博 ）

以上で、米澤壽重議員の一般質問を終わります。

ここで、門脇副町長退席をお願いします。

（ 門脇副町長退室 ）

次に、3番：平田文夫 議員

3番（ 平田文夫 ）

今回の私の質問に対しては、答弁によっては人材育成にも大きな影響を及ぼす、そういうことも踏まえてしっかりとした答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本町に「ニュートリノ」の巨大観測施設構想が報道されました。

「ニュートリノ」の研究は、小柴昌俊東京大学名誉教授が「ノーベル物理学賞」を受賞したことにより多くの国民がその研究に注目したところであります。

研究施設は、茨城県東海村に建設した大強度陽子加速器施設で人工的に「ニュートリノ」

を発射し、295 キロ離れた岐阜県飛騨市神岡町東茂住という集落でございます。これは 50 人位の集落だそうです。実験施設の地下 1 キロにある 5 万トンの超純水を蓄えた東京大学の観測装置「スーパーカミオカンデ」で検出しております。神岡地下観測所は、昭和 57 年に建設が始まり、58 年に完成し実験目的は素粒子物理学の最も基本的な問題である物質の安定性を追及する施設で、神岡鉱山の地下 1,000 メートルの深さのところであり、観測装置カミオカンデは、直径 15.6 メートル、高さ 16 メートルの水槽に純水 3,000 トンを満たし、高速荷電粒子が水中で発する放射光を捕らえて水槽内で起きた様々な現象を観測し、昭和 60 年からは 2 期の実験施設改良が始まり、昭和 62 年 2 月に完成し改良作業の結果、感度が飛躍的に上がった装置は、本研究施設として平成 5 年に現在の東京大学宇宙研究所附属神岡宇宙素粒子研究施設としてスタートしております。

地下実験室は、研究棟から車で 15 分ほどのところであり、坑口から水平に 1.7 キロメートル、地下 1 キロメートルと大きな施設であります。

施設メンバーは、今年の 1 月現在で研究スタッフは施設長含め 22 名、技術スタッフ 3 名、事務スタッフ 4 名、大学院生 9 名、計 38 名が常駐し、一般見学、視察、修学旅行等地域に多きな寄与につながっています。このような施設が隠岐の島町が方向、位置、地質が最適であると、隠岐の島町の将来の「まちづくり」に大きな夢を与えてくれました。

報道では「千里の道」、町長は「光栄だ、見守りたい。」としているが、町長、「千里の道」とはご存知のとおり“大きな仕事や計画は、まずは一つずつから始める”ことであります。

まず、その第一歩は、隠岐の島町が平成 19 年 2 月に策定した職員人材育成基本方針の精神に基づき人材の育成が求められておると思います。

そこで、町長に副町長の職務と昨今の発言について、是とするのか、非とするのかお伺いします。

副町長の職務は、地方自治法第 167 条で副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされております。また、同条第 2 項に、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて、執行すると規定されている。具体的には、町長に代わって業務の詳細についての検討や政策の企画立案を行ったりするほか、町長の判断が不要な重要でない事案、若しくは町長の委任を受けた事案についての決定や処理を行うとなっております。また、職員の人材育成も大きな職務だと考えられます。

昨今の、管理職や職員は、副町長の顔色を伺いながら業務を行っているように感じられ、

これでは新たな発想は生まれず、住民サービス向上のため、効率的な行政運営に取り組むため、町の組織づくりを向上させ、住民の期待と信頼に応える職員の育成につながるとは思わない。町長は、このような役場の体制についてどう考えているのか、また、職員の育成は副町長の職務範囲と思うが、町長は是とするのか非とするのか伺います。

次に、議会に対して副町長はどのような認識で対応しているのか、議会運営委員会は議長の諮問機関と同時に会期の日程調整もすることながら、議会運営上必要と判断した時は、調査をいたします。特に突発的な事案について、今議会の行政報告で町長が陳謝した臨時雇用問題を質問すれば、副町長は人権を持ち出し質問に対して明確な説明をしない。

町長、人権とは誰もが生まれながらにして持っている自分らしく幸せに生きる権利であり、私たちの周りには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があり、慎重に対応することが求められております。特に、町の職員採用となれば、正規、臨時職員を問わず慎重に慎重を期すことが求められています。副町長は、この件を持ち帰り「課長会」で議会批判につながるような報告をしております。

町長、野田総理が“相田みつを”の言葉を引用して「どじょうがさ、金魚のまねをすることねえんだよなあ。」と述べました。その意味は、金魚の真似したら偽物と言うことでもあります。町長が事故のとき職務代理は出来ても、町長は出来ない。この「まちの町長」は松田町長ただひとり、住民のために頑張ることが求められています。そこで町長は副町長の行為を是とするのか非とするのか伺います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、平田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、分割質問の第1点目でございますが「副町長の職務と発言について」のご質問にお答えをいたします。

最初の質問の、「副町長の職員育成に関する職務姿勢」についてであります。副町長の職務につきましては、関係法令に規定されているとおりであると思えますし、また職員の育成につきましても大事な職務の一つであると私も認識をいたしております。

ご指摘をいただきました、職員を指導する副町長の姿勢が、職員を委縮させたり、新しい発想視点を排除しているように感じられるとの点につきましては、私の想いとは大きく乖離するものでございます。少なくとも私の立場から見る副町長の職務姿勢は、日夜与えられた任務に徹しながら、職員の育成に向けて、誠心誠意努めていると私自身は認識しておりますし、またその一生懸命の彼の姿勢に私自らも助けられている、とこのように認識をしております。

ます。職員はそれなりに育ってきている、と私は評価をしております。

従いまして、そういった副町長の姿勢を是か、非か、と問われれば、「是」であると申し上げさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の「議会運営委員会における副町長の発言について」でございますが、ご指摘の内容は、臨時職員の雇用問題に関する発言に関しまして、「副町長にある者が町長の立場とも思われるような発言は不適切ではないか。」とのこのようなご指摘かと存じますが、副町長に確認いたしましたところ、これは、臨時職員の雇用手続きに関する執行部の考え方を手続きも含め説明したものであり、採用試験のあり方についての見解の相違があったとの報告をいただいております。

また、その一方で、議会批判につながるような発言を課長会で報告されたとのことでございますが、副町長は課長会の席で議会の批判する発言は全くありません。一度もそういう批判をすることはございません。この機会に申し上げさせていただきたいと思っておりますが、私に對しましても、本当に二人だけの場でございますが、頑なにまでも自分の立場を崩さない発言に終始しつつ今日に至っておりますが、このような彼は人格の持ち主であるという事は是非、この機会にご理解を賜りたいと思っております。

人権問題についてのご指摘もいただききましたが、執行部の姿勢は、それ故に慎重を要する旨の説明を申し上げたと、このように伺っております。

また、明確な説明をしなかった旨の件につきましては、その時に同席しておられました他の議員の方の御指摘をいただきまして、改めて明確に回答したと報告を受けておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

議員ご案内のとおり、現行の地方自治法の規定では、副町長の立場の一つとして首長の命を受け、企画や政策を司る立場にあると規定されております。

こうした規定を背景として、副町長は平素から、私と十分に意思疎通を図りながら、その立場での範囲内での発言に徹しているとおのうに認識をしております。従いまして、副町長の発言は、絶えず自らの立場をきちっとわきまえた上でのものでございまして、何らの指摘にも当たらないと確信をしておりますので、よろしく願いをして私の答弁とさせていただきます。

3番(平田文夫)

町長、人材育成とは、採用に始まって退職で終る。その目的は、地方公共団体が時代の変化に的確に対応するため、能力と意欲を持った職員を育てる。そのために取り組むことであ

ります。

昨今では、「言葉のいじめ」というのは過去には罪にならなかった。そのことに対して、取り組む過程において、職員に対して肉体的というよりも精神的ダメージを与えることが多くあると思われます。精神的に追い込むために外見上ではわかりにくい、被害を受けてもその行為に対しては罪を立証することは難しい。しかし、ここ最近になって相手を PTSD(心的外傷後ストレス障害)に追い込んだら傷害罪と認定され起訴されている事例が1例や2例ではございません。行政、教育委員会も含めて細心の注意が必要であると思うが、そこら辺のことを町長はどのように考えているかご答弁をお願いします。

番外(町長 松田和久)

平田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほども、他の議員さんの時にもご答弁を申し上げましたが、今般の新年度予算編成についても、徹底的にもう一度“スクラップアンドビルド”ではないですが、これまでの予算を大きく一度白紙にもどして、そしていかにあるべきか、どうすれば皆さんに機能する予算になるのかという事を徹底的に考えてほしい。その上で、そういった計画を作ったら副町長ともう一度徹底的に議論してほしいと、私は課長会で申し上げました。

課長会での発言もそうですが、まったく職員を上から押さえつけるような、愚弄するような表現は私はしてないと思っております。

ですから、先ほど申しましたように、これはまったくの勘違いである。もし職員がそういう具合に受け取っているとすれば、今少し勉強し直して向かっていくべきではないかと、このように私自身は思っております。

3番(平田文夫)

そのことに対しては“きめ細やかな心づかい”ということが求められておりますのでよろしく。次の質問に移ります。

議長(池田信博)

副町長の入室を許可します。

(門脇副町長入室)

3番(平田文夫)

次に、代替バスについて町長の所信を伺います。

今年度の4月から「地域公共交通会議」を経て、新システムを導入しスタートしておりますが、9月までの半年間の実績は、利用者1万4,000人減、運賃収入は定期券も含めて約440

万円と30%の減収となる見込みでございます。

町長は、このような実情を踏まえてどのような改善策をお持ちか所信を伺います。

町長は、代替バス運行は、「地域公共交通会議」を重視し委ねるとしてありますが、「地域公共交通会議」とは、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正「道路運送法」に位置付けられました。

構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを委員としております。役割を持っている職であり、“あて職”とはあてになる人に委ねるという行為であります。

各々のその役割は、まず隠岐の島町が主宰者であります。地域住民の移動手段を確保する責任がございます。地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握、地域住民、利用者の代表は、利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定、運行計画策定への参画、地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画しております。

特に次の交通事業者は、交通サービスの提供者としてノウハウを活かした企画参画であります。事業者団体は、地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整、運転者が組織する団体は、労働条件及び労働環境からの意見・提言、警察・道路管理者は、交通保安、道路管理の観点から運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言、学識者は地域の合意形成を図る上での助言、といろいろな役割があります。

特に、今の隠岐の島町の特性または路線特性等に即した使用車両かということが検討されるようになっております。地方自治法第2条第14項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるために、バス協議は、平成20年6月を第1回としてスタートしております。

平成21年第3回の協議で隠岐の島町の提案に対して、交通サービスの提供者としてノウハウを活かした企画立案をすべき交通事業者委員が、協議もしなく運行不可能と一括していません。次には、「自社が撤退したら、観光貸切バスはどうするのか。」と目的外の発言をし、隠岐の島町を恫喝にも取れるような発言をしています。

町長は、このような発言に屈したかのような経緯を踏まえて運行している現状を、どのように思っているのか所信を伺います。

「まちづくり」は地域コミュニティと協働であることは、町長はことある毎に説いております。地域住民の皆さんが、自ら交通サービスの運営主体となったり、交通サービス提供にかかる費用を応分に負担することにより、地域住民の皆さんが自らの問題として関心を深め、本当に必要な交通サービスのみを提供することが可能と思うが、町長の所信を伺います。

次に地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならない。」とあります。公共の利益のために、全力を挙げて専念した課長を平成22年4月の人事でその職を解き異動させております。町長は職員を見捨てるのですか、結果的には業者の声に屈したと職者は判断します。このような「まちづくり」は絶対に避けなければならない。

町長は、このような人事をなぜ執行したのか所信を伺います。

番外（町長 松田和久）

平田議員の分割質問2点目、「代替バス運行について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の改善策についてでございますが、先の9月定例会でも答弁をさせていただきましたが、現在の運行体系は今年の4月から運行したものでございます。いろいろと運行当初は直接役場の方にも電話をいただいたり、そういった状況もございました。もう少し状況を見させていただきながら、皆様方のご意見等をお伺いし、「地域公共交通会議」での協議を更に重ねながら、見直しや改善を検討してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2点目の「地域公共交通会議で交通事業者の発言に屈したかのような経緯を踏まえての運行である」とのことについてでございますが、現行の運行体系は、行政機関やあるいは地域住民の代表者の皆さん方が参画をされた中で、貸切観光バス事業とは区別をし、生活路線バスの運行について徹底的に協議が重ねられたものと思っております。

利用者の利便性、サービス向上等を考慮しながら決定されたものであり、決定にいたるまでの経緯の中で交通事業者の発言に屈したとのご指摘でございますが、そのような事はなかったと報告をいただいております。この中には私は入っておりませんので、確認をさせていただきました。

また、3点目の「地域住民の皆さんが自らの問題として関心を深め、本当に必要な交通サービスのみを提供することが可能ではないか」とのご意見につきましては、新しい方法等があれば、これは検討してまいらなくてはならないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

4点目の人事についてでございますが、人事異動は、定期人事異動に伴うものでございまして、議員ご指摘のように現行運行体系の決定結果とは何ら関係のない人事だと思っておりますので、そういう思いで人事は全くいたしておりません。ひとつご理解を賜りたいと思います。

3番（平田文夫）

ここにも会議録はあるわけです。この中ではっきりと述べているわけです。そういうことは目的から逸脱している、そのことを踏まえて今後はしっかりと機能するような会議に。

まず、代替バス事業は赤字補助の後追い、こういうふうなことの対策は止めねばならない。まず対策から政策へ転換して、そして、赤字補填から社会的投資へ変換する。そういうことが求められているわけです。

行政が一方的に与える仕組みでは、今後、持続性がないわけですから、そういうふうなことを町長も十分理解していると思いますが、必要なものなら地域の皆さんでつくり支え、育て地域でできることはいろいろあります。

住民、行政、関係者の協働、みんなが出来ることを考え実行し、責任を分担する、そして、適材適所、ノウハウを活かし他人任せではなく、当事者意識を持つことが大事であります。

代替バスは、とても担えない小規模需要が拡大してきております。小規模需要に対してどこまでコストをかけるか、全体を含め特にバス運行は行財政改革推進本部の評価は「現状維持」であります。行財政改革推進本部の下に「バス運行に関する分科会」を設置し、徹底的に議論をすべきであると思いますが、町長の所信をお伺いします。

番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えをいたします。

この財政状況が厳しい中で、地域の保険と考えられるような、それをやることによって安心感だけはもっていただく、だけど利用しない。こういう事があるとするならば、私はこれは如何なものかというように思っております。その辺りも含めて、徹底的にこの「地域公共交通会議」でしっかりと議論してほしいというようにお願いをして来たつもりでございます。

今、昼間走っているバスに人が乗っていないということもあって、いろいろご批判もありますが、朝晩はやはり子供さんを高校や、あるいは、こちらの学校に出している保護者の方々からは大変喜ばれているという事も伺っているところでございまして、その辺りがこうした少子化になる、人口が減る、そういう中でもやはりバスというのは、生活にとっては命綱ではないかと思っております。

そういう意味で、しかしいくらお金が掛かってもいいという訳にはいかないこともあります。そういう中でいったいどうあるべきか、まもなく1年がきますが、そういったものを検証しながら次につなげていく、有効な手法を更に改善していくというのは私は考えていただきたいと、このように考えております。

現在のところは、今ございます「地域公共交通会議」これでもって、もっともっと議論を進めて改善をしていただけるようにもって行きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、行革の会議の中で分科会を作って検討をしたらどうかということについては、早々本部会にかけてみたいと思ひております。

3番（平田文夫）

町長も来年度からは、予算の見直しをするということでございますので。

これから町長、若者に投資するということが本当に求められている。それが「まち」の人材育成にもつながりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（池田信博）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、7番：齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

「竹島を取り巻く日本海の現状」と申して、町長にご質問をいたします。

これは先ほどの米澤議員と質問がダブル部分がございますが、よろしくお願ひいたします。

ズワイガニ漁は今が最盛期でございます、年々カニ資源が枯渇し、漁師たちを苦しめていきます。その原因の一つに、密猟です。日本の排他的経済水域（EEZ）内にまでやってくる韓国密猟船が隠岐沖の水域で水産庁の取締船とイタチごっこが続いています。

日本の排他的経済水域（EEZ）内ご存知と思ひますが、これについて少し説明をさせていただきますと、日本の国土38万キロ平米は世界第60位であります。よく町長は言っておられますが、領海EEZでは約448万キロ平米となりアメリカ、フランス、オーストラリア、ロシア、カナダに次ぐ世界第6位でございます。EEZというのはどういうものか、ご存知かも知れませんが図を作りましたので出します。（図を使って説明する）

かつては、竹島周辺がズワイガニ漁の漁場であったが、今は韓国に実効支配されていて、日本漁船は近づくこともできません。

1999年に竹島の領有権問題にからんで「日韓暫定水域」が設けられ、日韓両国で漁が出来

るようになっていたのですが、韓国漁船は数キロにわたり海底を遮断するように網を張る「底刺し網漁」や「カニかご」の固定式漁具を使うのが通例です。日本は移動式の「底引き網漁」で、これだと韓国の漁具を引っ掛け訴訟問題に発展しかねないために、日本の漁船は「暫定水域」に近づけなくなりました。

ちなみに、隠岐の島では「カニかご漁」が「暫定水域」までは行かないということを聞いております。従って韓国漁船は獲れるだけ獲れるわけで、その結果、乱獲で「暫定水域」のカニ資源が枯渇してしまい、そこでまだ豊富な隠岐島沖に密猟にやってきて隠岐沖の魚場を荒らしてということが現況です。（「暫定水域」を図で説明）

韓国は資源管理に対する意識が日本の漁業者に比べて低いことも影響しています。また、日本は外交能力、対応力が弱く、漁業者は泣き寝入り状態だとも言えます。

日本固有の国土である竹島を我々は「かえれ竹島・返せ竹島」とただ訴えることしか出来ません。国や県の対応は、韓国に対して弱腰で「遺憾です。」と声明を出すだけでございます。まさに「暖簾に腕押し」状態で何の役にも立っていないということでございます。

韓国は最近とみに竹島に力を入れてきていると感じます。日本からの視察団訪問を拒否したり、コンサートを開いたり、五千トン級の船舶係留可能な岸壁建設計画が持ち上がっております。このような実効支配状況を派手に世界にアピールしています。もはや日本が悪者しか映りかねません。

韓国が竹島を欲しがもう一つ大きな理由が存在しています。それは日本海に眠る海底資源の問題だといわれております。ざっと述べますと、1997年1月にC重油1万9,000キロリットルを積んだロシア船籍タンカー「ナホトカ号」が大時化の隠岐島沖において破断沈没し、船体の一部は福井県三国町沖に座礁し約6,240キロリットルの重油が流出しました。今も少しずつ出ているそうですが、一部海中に沈んだ船体から流出した重油の調査依頼された民間調査会社が探査の際に、偶然「メタンハイドレート」の柱を発見しました。

この「メタンハイドレート」というのは、メタンが水とくっついたものと言う意味で「燃える氷」とよばれ火をつけると燃えるというものであります。これは石油にとって代わる次世代のエネルギー資源として世界中で注目を集めている物質であります。ものすごい量あるそうです。

このことがきっかけとなり民間調査会社や大学を中心に調査が進められています。本来この「メタンハイドレート」は西日本の太平洋南海トラフにあるとされ、国も多額の予算をつぎ込んで調査研究を行い、海底数百メートルの泥の中に混在していることが判明しています。

これを探索し、採取するとなると作業に多額の費用と作業困難を伴います。しかし、日本海には海底上から隆起しており魚群探知機でも確認することが可能で、探索・採取も簡単であるとの調査結果が出ています。

日本の「メタンハイドレート」の資源量は天然ガスに換算すると日本で消費される天然ガスの約100年分にも相当すると推計されています。日本近海の調査が進めば世界有数の資源大国になれる可能性を含んでいます。資源の輸出国に大変身できます。

まだまだ実用化に向けての多くの課題がありますが、中国、韓国、台湾といった周辺諸国の参戦があり、国家プロジェクトとして巨費を投じて日本を猛迫。韓国は7年後の商業化を宣言しているようです。

韓国はこうした問題が竹島を手放さない隠れた理由の一つだと言われております。日本の弱腰外交によって実効支配を余儀なくされていますが、アメリカは日本が竹島を取り戻すことに何ら手助けをしておりません。

日本が資源大国になるとアメリカの持つ石油利権に多大なる影響が出ることを懸念し、むしろ韓国の野心を使って日本海の「メタンハイドレート」を手に入れようとしているとした見方もございます。但しこれはあくまでも民間研究機関の独断的な見解で、確かな事ではありませんが、もしそうであるならば許しきことであり、政府も早急に調査や具体的な対応処置をとる必要があると思います。

一連のこれらのことは、国家の外交問題であって私どもの地方議員の出る幕ではないかも知れませんが、しかし、先々「メタンハイドレート」の採掘が実用化となれば隠岐島はその位置関係から重要な前線基地としてうってつけでございます。その昔繁栄した「風待ち港」としての復活と成るやもしれません。

日本国の国境ラインを死守し、魚場を奪還することはもとより、更に加えて、国の繁栄をもたらす貴重な海底資源開発プロジェクトを竹島返還要求の基として活動を進めていく必要があると考えます。

町長はこの「メタンハイドレート採掘事業」をどのように思われますか。また、竹島返還活動に困難な影響を及ぼしかねないと思いますが、見解をお伺いします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、齋藤昭一議員の「竹島を取り巻く日本海の現状」についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

議員ご指摘のとおり石油でありますとか、石炭にかわる新エネルギー源といたしましての

「メタンハイドレート」は、次世代のエネルギーとして全世界が今注目をしてきております。日本海には低コストで採掘できそうな良質の「メタンハイドレート」や、日本海あるいは太平洋沿岸には「光磁気ディスク」でありますとか、あるいは蛍光体材料として注目されております「レアアース」も例えば鹿児島湾の周辺に多いとか、いろいろ報道されております。

これが実用化されてまいりますと、我が国は資源の少ない国から資源大国にもなるとも言われております。当然のことながら私も日本の繁栄のために「メタンハイドレート」の採掘が進むことを願っておりますが、まだ多くの課題があるやにも伺っているところであります。

国家プロジェクトといたしまして積極的に取り組んでもらいたいと、このように思っているところであります。

また、このことが竹島返還に困難な影響を及ぼすのではないかということについても、私も大変危惧しているところでございます。

以上、申し上げます私の答弁に代えさせていただきます。

7番（ 齋 藤 昭 一 ）

再質問するような、あまり問題ではないかも知れませんが、ロシアはウラジオストックから日本海を狙っております。そして尖閣諸島周辺では、これも中国に侵略にあつて、日本は「四面楚歌」のような状態でございます。

竹島の奪還が実現をするようなことがあるとすれば、世界に対して日本の「めんつ」というか、これも回復できますし、非常に隠岐の島にとっても大変良いことだと、国が良いわけですから島も良いわけです。

町長、行政関係者やら学者やら多くの知人をもっておられますけれども、それらの方々と会うごとに議論を高めて、国も含めた積極的な関心をもっていただけるように指導していただきたいと思いますというふうに思います。

これは非常に難しい問題であるかも知れませんが、我々の目の前にそういうものがあるということ事態をよく知っていただいて、これを十分に活用していかななくては、「日本国」、資源のない「日本国」が資源大国になるという話ですから、大変面白いなあというふうに思っております。

今、竹島が先ほどの EEZ（排他的経済水域）、韓国の国になった時に EEZ になると、隠岐の島から北へ約 80 キロ位のところに国境ラインみたいなものが引かれて、今 157 キロありますけれども、大変海域が狭まってしまう。福井の方からやってくる大きな「カニかご船」なんかも狭められて、いよいよもって追い詰められてしまうということですので、是非とも「竹

島問題」について頑張っていってもらいたいと思います。

多くの知人をもっておられる町長は、今後、そういう方へのアプローチを是非していただきたいと思いますが、如何か。お伺いしたい。

番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほど図面でご説明がございましたように、日本の国土面積というのは38万平方キロメートル、そしてこのEEZ（排他的経済水域）が11.7倍、447万平方キロメートルございます。

昔は、「クジラ」を取ったり「マグロ」を取ったりの海洋資源を採取するというのが、大きな目的であったかも知れませんが、中国・韓国にしても8,000メートル、1万メートルの海底から海底資源を採取する科学力が出来てきております。

そのひとつの現われが、実は尖閣諸島の油田かと思えます。ですからそういうことになってまいりますと、その477万平方キロメートルの経済水域は、これから更にその線引きそのものがせめぎ合いされてくるということは、誰にも明らかな事であります。

そういう中で私は、だからこそ今「無人島」であっても「竹島」とか「尖閣諸島」、あるいは「鳥島」等の日本領土と言われる領土を守っていくという姿勢が、国にはあるべきだという事を国には訴え続けておりますし、またそのためにどういう方法を取っていけばいいかということも皆で考えて行くべきではないかと考えております。

何れにいたしましても、「離島地域、海洋国です。」米澤議員のおっしゃったとおりで、そういった離島地域が元気である、そしてここで生き生きと生活ができることが、国防上の大きな抑止力にもつながっているということ、先般も民主党の先生方にも訴えさせていただいております。

そういう事で、今後も精一杯いろんな方と、意見をお伺いしながら国当局にも要望すべきは要望してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをして、再質問の答弁に代えさせていただきたいと思えます。

7番（齋藤昭一）

積極的な動きをしていただいて、隠岐の島が日本国を救うというような話になったら大変面白い話でございます。よろしくお願いをしたいと思います。終わります。

議長（池田信博）

以上で、齋藤昭一議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩をいたしたいと思えます。

(本会議休憩宣告 11時00分)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時10分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、9番：高宮陽一 議員

9番(高 宮 陽 一)

それでは、2点について一般質問を行いたいと思います。

まず、「牛突き保存と観光闘牛について」町長の所見を伺いたいと思います。

隠岐の「牛突き保存伝承」につきましては、国の文化財指定に向けての取り組みを以前にも質問いたしましたが、今回は「牛突き保存」と「観光闘牛」が危機的状況にあると、こういう視点から質問したいと思います。

今更、申し上げるまでもないと思いますが、隠岐の「牛突き」は保存会の皆さんや関係者の皆さん、なかでも熱意を持って自らの生活を犠牲にしながらも、保存伝承に取り組まれているのが現実であり、関係者の皆さんの献身的な活動により伝承されていますが、今現在でも牛の購入、飼育、後継者問題など大きなご苦労があるのも事実でございます。

また、観光闘牛も、「西郷牛突き保存会」がモーモードームでの観光闘牛から撤退し、現在は観光協会が管理運営してるところでございますが、このことが本来の姿なのか私自身大きな疑問も感じているところでございます。

このように最近、隠岐の「牛突き」を取り巻く環境が大きく揺らいでおり、将来が心配される状況となっていると多くの関係者の方々から伺っているところでございます。

そこで、「牛突きの保存、伝承と観光闘牛」のあり方について、真剣に検討する時期ではないかこのように考えます。

まず、私たちがすべきことは、伝統文化である「牛突き」をどのように保存をしていくかを考えるべきであるかと思えます。そして、この財産を観光振興にどのように活用するのか考えるべきであると思っております。決して、「観光闘牛」が優先されるようなことがあってはならない、私はこのようにも考えます。

以前にも申し上げましたが、昔は農耕用に飼育していた牛を「突き牛」として使用されておりましたが、現在は「牛突き」のための、関係者の皆さんが誇りと熱意を持って取り組んでいるのが現状であります。

隠岐の「牛突き」も関係者が、誇りと熱意を持って保存に取り組むことができるように、

人材育成等も含めて行政として何が出来るのか、どのような支援が必要かを検討することが最も重要であり、その上で、この財産をどのように観光振興に役立てていくかということが基本でなければならないと、このように考えます。

そこで、町長に「牛突き保存と観光闘牛について」、今後どのように推進していくのか所見を伺いたいと思います。

番外（ 教育長 山 本 和 博 ）

町長にご質問でしたが、文化財に関しては教育委員会が所管ですので、私の方から文化財についての「牛突き」について答弁させていただきます。

ただ今の高宮議員の分割質問、「牛突き保存と観光闘牛について」のご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、我が隠岐の島の伝統である「牛突き」を保存することは、非常に重要な課題であると認識しております。また、本町が観光を一つの町おこしとしていくためには、他に類を見ないこの「牛突き」はなくてはならないものであります。しかし、議員仰せのとおり伝統文化である「牛突き」がしっかりと保存伝承されていなければ、本末転倒になってしまうと考えております。

現在、教育委員会では本町における伝統文化としての「牛突き保存」について、無形文化財保存育成事業において、旧西郷町の牛突き習俗、旧五箇村の牛突き習俗及び壇鏡神社八朔祭の牛突き習俗など保存公開事業について補助を行っているところであります。

また、突き牛導入に関しましては、伝統文化振興事業において支援が行われているところでございます。

しかし、現状では、全隠岐牛突き連合会、保存会の皆様方がその保存のために並々ならぬご苦勞をされていることは十分に認識しておりますし、突き牛の飼育、人材の育成等において大変なる労力をされていることも認識しております。

今後、教育委員会としましては、文化財としての「牛突き保存」をどのようにしたら永続できるか、保存会の皆様方と中長期的な計画を構築していく必要があると考えています。

更には、文化財の保存伝承に対する支援につきましては、他の文化財に対する支援との均衡も視野に入れながらの対応が求められますので、今しばらく時間をかけて検討させていただきたいと思います。

最後に、以前ご質問のあった、隠岐牛突き習俗が国の重要無形民俗文化財に指定を受けるための取り組みについて、私の考えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、国指定を待つのではなく、本町の文化財にはこんなに素晴らしいものがあるということをもまずは発信していかなければならないと感じています。「牛突き」に目を向けてもらうように、国に対しても教育委員会は積極的に働きかけをして行きたいと思っておりますので、是非ご理解をいただきますようお願いいたします。

番外（ 町長 松田和久 ）

続きまして、高宮議員の「牛突き保存と観光闘牛について」のご質問について、観光の観点からお答えをさせていただきたいと思えます。

昨年の12月定例会でもお答えをいたしました、「牛突き」は、隠岐の観光に欠くことのできない資源でございます。観光アイテムといえますか観光品目としてこの島の観光産業に大きく貢献しながら、今日に至っているという点につきましては、私も議員と同じ認識を持っているつもりでございます。

しかしながら、今日まで保存会の事業として、長年取り組んでいただきました「観光牛突き」の事業も、事業収支が困難となって立ち行かなくなり、つまり観光客が激減したことにはこれは起因するものだというように思っておりますが、保存会の方々からは、「本来、『観光牛突き』は保存会の取り組むべき事業ではない。」と、これは全くそのとおりでございますが、そういった見解から、今年度から隠岐の島町観光協会の手によりましてこれを運営するに至っておりますが、ご案内のとおり財政面での行政支援を余儀なくされているのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、文化財としての「牛突き」が基礎となって、「観光牛突き」が成り立ってきた経過がこれまでありますが、現在の状況から判断いたしますと、今後は、文化財としての保存伝承活動と観光のための公開事業は、部分的に区別して取り組んでまいる必要があるのではないかと、このように考えるところでございます。

特に「突き牛」の確保の件でございますが、観光牛突き専用として一定程度の頭数を確保することが今まさに求められておりますが、公開事業の運営につきましては、保存会の皆様の力に頼らざるを得ないことは必定でございます。

こうしたことから、今後の牛突き運営につきましては、「文化財としての牛突き」、先ほど教育長が申し上げたとおりでございます。それと「観光牛突き」の双方がうまく連携しながら持続できるよう支援策につきまして、中長期的な視野に立ちまして保存会の皆様方と十分意見を重ねながら、検討をさせていただきたいと、このように考えております。

ご指摘のように、まず文化財という視点でこれを育成しながら、それが観光にも大きく寄

与しているというかたちを取っていくべきだというのは、私も議員のご指摘とまったく一緒じゃないかと、このように考えておりますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

9番（高宮陽一）

ほぼ私と同じような考えだということでございますが、若干、考え方と違いますか質問したいと思います。

先ほど町長の答弁の中で、「保存伝承と観光のための事業は区別をして取り組むことが必要ではないか。」というように言われたかと思いますが、果たしてそういった事が「保存伝承」につながるかと。「観光闘牛」はいろいろ考えられるかも知れませんが、まずは保存の方へ力点を置いていただいて、それが旨く行けば「観光闘牛」に利用するんだということが、まず基本にないといけないと思います。関係者の方とも今後話し合いをして行きたいと思っておりますが、今回は、「来年からどうなるんだ。」という話も聞いておりました。そういったこともありましたので、今年はまだ寒い時期ですからそう行われなと思います。来年早々には観光が幕開けとなるわけですから、それまでにはしっかりとした議論、やり方等を協会の皆さんや保存会の皆さんと相談をされてやるのが必要ではないかと思います。私も「国指定」のことを、大変真剣に考えておりましたが、どうもそれどころではないと、このままだと「隠岐の牛突き」は無くなるのではないかと心配もしております。昔みたいに農耕用に飼っているわけではありませぬし、これは「繁殖牛」の支援と違いまして、「繁殖牛」の場合には支援しても最終的に売ることによって財政的なことができるわけですが、「牛突き」の場合にはそういったことが無いということから、どこへお金を出せばいいというものではないし、やはり精神的なものがあって関わる人が「隠岐のためにやらないといけない」と思ってもらえる、そのためには勿論、皆さんに頑張ってもらわないといけないですが、行政として何が出来るかという事が、私は一番大事だと思いますので、その辺りについてもう少し町長の意気込みといたしますか、そういったお考えをお聞きしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

ご指摘のとおりでございます。今「突き牛」の確保ということが「観光牛突き」については、非常に大きな問題になっております。

観光協会の方では、その「牛突き」を専門に扱う事業部会を設置させていただいております。ここにはこれまで「牛突き」にいろいろ関わってこられた方々にも入っていただいて、いろいろ検討を進めさせていただいております。その中に町も入って「じゃあどうすべきか。」という事を考えて、今いろいろ相談をさせていただいております。

また、一方「習俗文化」とも言われております「隠岐の牛突き」というものにつきましては、年3場所の公開事業等を町としてきっちり支援をしながら、そのことが皆さんの飼育意欲につながって行く、そういう形に是非なればいいなという事でそのために今日、あえて教育委員会の方でこれについてはきちんと分離をして、「習俗文化」として位置づけをもう一度し直して、そちらの方できちんと確保出来るように整備を進めさせてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

9番（高宮陽一）

是非、取り組んでもらいたいと思えますけど、確かに行政と教育委員会は別途ですが、最終的に教育委員会が考えても資金取りの部分では町の方へ来るわけですので、そこら辺りについては十分に検討いただきたいと思えます。

続いて、2つ目の質問にいきたいと思えます。

これも昨年の定例会において質問いたしました。町村合併の検証をしたらどうかということでもございました。

合併して7年が経過をいたしました。「新町建設計画や総合振興計画等を含め、隠岐の島町の将来像を実現するための施策の展開が出来たかどうか検証する必要がある。」と、このように申し上げてきました。町長は、「今後の施策展開に活かすために、建設計画や総合振興計画の進行管理を行い、これまでの取り組みを検証することは必要である。」との答弁をいただきました。私の方からも、「必要であるなら、それをするのか、しないのか。」ということで、再質問いたしましたら、町長は「検討する。」ということでありました。

そういう点から、次の3点について質問をしたいと思えます。

まず1点目は、その検証をおこなったのか、どうなのか。検証をしていればどのような体制で行ったのかということですか。

2点目は、検証した結果がどうであったのか。それぞれの評価なり課題への対応はどうするのか、伺いたいと思えます。

3点目は、検証結果を公表すべきと思えますが、公表する考えはあるのか、以上3点についてお伺いをしたいと思えます。

次に、行財政改革の職員定数の再検討についてであります。これも昨年の定例会で質問をいたしました。

「職員定数は、国や県からの権限委譲も踏まえて、事務量や事業量を考慮して今後の職員数のあり方を再検討すべきではないか。」と質問しました。町長からは「目標値は260名とし

ており、年度別の職員配置計画を策定する段階で、今後の予測も含めた事務量・事業量を参考にしながら慎重に検討する。」との答弁でございました。

そこで、2点ほど質問したいと思います。

「第2次実施計画」では平成22年度において年度別の計画を策定することになっています。今後の予測も含めた事務量、事業量を参考にした検討をして、こういった計画が策定されているのか、どうなのか。策定をしておれば、これも公表すべきだと考えますが、公表する考えがあるか、どうか。

2点目は、来年度の職員採用であります。来年4月には技師職2名を採用する予定だそうあります。こういった事が職員の配置計画に含まれているかどうか。過去には技師職から事務職に変更したという経過もありますが、将来的な事も考えながらの職員の採用計画、あるいは配置計画というものがどうなっているのか、そして配置をする理由、どういう理由だったのか答弁いただきたいと思います。

番外（町長 松田和久）

それでは、ただ今の「町村合併の検証とその後の対応」についてのご質問に、まずお答えをいたしたいと思います。

「検証したかどうか。どのような体制で行なったのか。」というご質問でございますが、間違いなく昨年12月議会で答弁いたしました。が、「新町建設計画」の進捗状況を所管課から報告はいただいておりますが、まだ検証は実はしておりません。今後課長会で、1つの題目としまして検証・評価を行なってまいりたいと思います。

そのような状況ですので、2点目の「検証した結果、その評価、課題の対応」についてのご質問には、後日回答させていただきたいと思います。

また、3点目の「検証結果の公表」につきましては、議員仰せのとおりホームページ、あるいは広報等で公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

次に、「行財政改革における職員定数再検討の結果」についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の「年度別職員配置計画の策定と内容の公表」についてのご質問でございますが、平成27年度までの「年度別職員配置計画（案）」につきましては、各職場において職員の意見を聞いておりますので、この内容につきまして今後行革プロジェクト会議及び本部会で協議を更にいたしまして、そのあと庁議において策定したものを公表していく手順で

なっているかと思えます。ただし、退職者の人数や施設の民間委託など今後の状況によって変化をしていくことも考えられますので、毎年度見直しをすることとしましてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「平成24年4月の技師職2名の採用が年度別職員配置計画に含まれているか、その配置の理由」についてのご質問ではなかったかと思えますが、ご案内のように技師職2名は、平成24年4月の「配置計画(案)」に含まれております。また、配置の理由につきましては、下水道課の公共下水道事業への対応のための職員の充実強化と若手技術職員が今不足しております、その補完も含めまして考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

9番(高宮陽一)

再質問したいと思います。内容については「やる。」と言いながら、やっていないのが現実ですから、どうのこうのは言いませんが、議会で答弁したことを1年も2年もほったらかして、直ぐに出来ないものもあると思えますが、やはり議会の場で答弁した以上は、しっかりと体制をとっていただかないと、答弁して終わったから「もういいわ。」でなしにですね、だからこのような結果になるわけです。

町長も任期が後1年もないわけですが、合併をしてどうなったのか、それを今後どうして行くのかということが大事であって、何々を実施した、これが終わりましたとか、いうものではない訳でして、特に私も質問した時には、地域の疲弊であるとか活力が無いという事がよく言われていたわけでありますので、そういった検証をして見ては如何ですかという事だったわけです。

それが今、所管の方から進捗状況の報告を受けているということですが、私が言っているのはそういう事ではなしに、いろいろやることによって「将来のまちづくり」はどういう具合に、今進んできたのかなという事を検証すべきではないかと、このように考えますので今後の取り組み方について今少し答弁をいただきたいと思います。

「職員の配置計画」も、計画では22年度に作成ということですが、これもまだ現在「検討中」ということでびっくりしておりますが、計画が出来ないのにやることだけはやるなというふうに思います。やはり、そうではなしに本当に「まち」のビジョンといいますか、将来のものが無いのに当面することばかりやっついてはしようもないと私は思います。

いろんな事は「計画」が基になると思えます。先ほども町長がおっしゃるように、退職者があつたりいろんな形で数字の変化は出ると思えます。その度に変更すればいいわけです。

計画は変更もあり得るわけですので、それは十分に公表するなり説明すれば理解をするわけです。

先ほどの「突き牛の問題」もそうです。「何とかなるなあ。」という気はしていましたが、やはりなかなか「出来ない」ということは、本当に将来のビジョンがないと思わざるを得ません。

そういった事を考えます時に、先ほどの「町村合併」、「職員定数の再検討」、今ひとつ町長の方から答弁をいただきたいと思います。

番外（町長 松田和久）

全く「恥ずかしい」ご指摘をいただきました。

私が議会答弁したものが、1年経ってもまだ検証すらされていない、どういうことかと言うご指摘でございますが、職員、課長の方も皆、ここでのやり取りは聞いているわけですし、大体ここでのやり取りは全部作ってそしてこういう形でやって行こうということは課長会でも話すようにしております。

この件につきましては、ただ単に「新町建設計画」の進捗状況はどうだ、それが少し早くとかではなく、こういったやり方によって旧4カ町村がいったいどうなっているのか、町の人はこれについてどう思っているのか。

私は、やはりいろいろな問題はありますが、それぞれいろいろな想いの中で合併をいたしました。難しい問題はあっても、役場が配慮して少しは良くなってきている、そして旧4カ町村がそれぞれな形、役割を果たしながら均衡ある発展につなげていくことが、「まるい輪の中」ということにつながってくるという事を私は申し上げております。

そういう事で、もう課長も聞いておりますから、今後はこういった「恥ずかしい」答弁を私にさせないように、私自らも監督してまいらなければならないと思いますが、そういうことで今後、きちんと対応させてまいりたいと思います。

次に、「職員定数」の件ですが、今「第2次の行革」でも293、4名を更に260名までに下げたいこうということで「行革審議会」からは私の方に「答申」をいただいておりますが、しかし、確かに全国の財政規模とか見ながらその位が適正かと判断されたものかも分かりませんが、現実にはここまで減ってくると職員は残業、残業でほとんど代休も取れないというのが実態ではないかと、こうなると早いうちに民間で出来ることは民間にという事を徹底することで考えていかないと、それも先送り、ただ人員だけ減ってくる、そうすると一般行政職がぐーと減って、思うような行政推進が出来てないということにつながって行くのではと

いう心配を私はしております。ということもありまして、計画が作りにくいということでしたが、やはり中長期的、27年度くらいまでは、こうやって各課でやっていくんだというものをきちんとし、先を見通した計画だけは、多少数字は変わっても作っていくべきだと。今、そういったものを作りながら職員に意見を求めたということで、これからそういった作業に入ってまいりたいということとして、今やり繰りをしながらしておりますことを、是非ご理解いただきたいというように考えておりますので、答弁になったのかわかりませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。

9番（高宮陽一）

「恥ずかしい答弁」かどうなのか、また自分でしっかりと考えていただきたいと思ひますが、本当に私も心配するのは合併していいことばかりではないわけですから、悪いこともあります。

それはそれとして、やはり将来「まちづくり」を考えた時に、今日も話がありましたように約2千人からの人口が減っているわけです。今日、「竹島の問題」もありました。しかしこの島が無くなればどうしようもならないわけですから、やはりそこには定住対策もひっくるめて今までいろいろな問題がある、それを1つでも2つでもどうするかという事が、多分、貴方の1年の残りの大仕事と私は思ひます。

そういった形で、将来に向けた対策をつくる意味では、「合併の検証」というのはしっかりやっていたかというのが、私は必要ではないかと思ひておりますので、以上申し上げて終りたいと思ひます。

議長（池田信博）

以上で、高宮陽一議員の一般質問を終ります。

次に、1番：安部大助 議員

1番（安部大助）

通告してましたとおり、歩行者のための環境整備について一般質問を行います。

まず、最初に街灯の整備についてお伺ひします。

近年、健康志向の高まりなどを背景に、全国的にランニング人気が続いております。この隠岐の島町においてもランニングやウォーキングをされる方々をよく見かけます。健康増進のためなど、きっかけは様々ですが、運動をする人たちが増えることはとても素晴らしいことと思ひます。しかし、運動される人を含め歩行者の方々が増えることで、同時に心配されるのが、怪我や事故等と思ひます。

特に、夕方や夜間は、車や自転車などから歩行者は見えにくく、事故へとつながるケースもあります。今年1月には、道路照明の暗い栄町杉山交差点付近において、歩行者と乗用車の痛ましい交通死亡事故が発生しております。また、歩行者が暗い所を通る際には、足元が見えにくく危険であり、暗くて怖いと思われる方もいると思います。

平成16年に旧西郷町では、111人のウォーキング者と3,073世帯を対象に歩道や周辺環境整備などについて調査を行っています。その調査結果では、「照明が暗い。街路灯の数が少ない。」といった街灯に対する要望が圧倒的に多く、また、自由回答では、暗くて怖いと感じられる場所が細かく書かれておりました。

先日、この調査結果を基に要望されていた場所へ実際行って見ましたが、街灯がないため暗く、あったとしても照明の明るさがなく、確かに少し恐さを感じました。せっかく町民に対して大規模な調査を行っていましたが調査結果が活かされていないように思います。

街灯の設置は、国道、県道、町道、港湾等の公共施設の照明灯や、地域などで管理する防犯灯など、それぞれ内容によって管理する主体は違うと思いますが、過去の調査結果を再検証し、住民の皆さんが夜間でも安全に安心して歩くことが出来るように、街路灯や防犯灯といった街灯の整備が必要であると考えます。

そこで、町長にお伺いします。

まず、本町における街灯の整備状況とその現状についてのご認識をお伺いし、併せて、先に述べた平成16年の意向調査から7年程度経過しておりますが、その住民の意向調査結果がどう活かされてきたのか伺います。

また、町民のウォーキングなどの取り組みは、町の健康増進施策の一つとして捉えればその環境整備はまさに必要と考えます。町民の皆さんの要望が強い町部と郡部それぞれの街灯の整備について今後どう取り組んでいくのか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、ランニングコースの整備についてお伺いします。

先ほども話したとおり、隠岐の島町ではウォーキングやランニングなどのニーズが高まっています。テレビや新聞などからの情報、医療機関からのアドバイスなど、運動を始めた動機はいろいろだと思いますが、健康に対して関心が高まっているのは確かではないでしょうか。

本町では、生活習慣病の予防は重要な課題の一つとなっており、保健課を中心に特定健診や保健指導等といった啓発運動を通し、ウォーキングやランニングの効果など運動の大切さを周知していると思います。しかし、特定健診の受診率は島根県内の自治体の中で下から2

番目と低く、数字上だけではまだ啓発運動の成果が出せていないように思われます。

私は、生活習慣病予防のための啓発活動を今以上に行っていく必要があると思いますし、それと同時に運動できる環境づくりも必要ではないかと思います。保健指導などでランニングなど運動の効果や大切さを伝えたとしても実際に歩いたり走ったりするコースの環境が整っていないと、運動への参加意欲も薄れていくように思われます。

例えば、運動コース場に掲示板を設置し、特定健診や保健指導のお知らせをすれば運動されている方々にも周知することが出来ると思いますし、今以上に運動に関心を持ってもらえることなどいろいろな効果が生まれると思います。

これらのことから、昼間、夜間と誰でもが安全で安心して参加できるウォーキングやジョギングを含めたランニングコースの整備が必要と考えます。ランニングコースといひましても新たに道をつくり歩道を整備するのではなく、現在ある道を活用したランニングコースで十分だと思います。

平成16年から平成19年の4年間で、旧西郷町では「ウォーキングトレイル事業」を行っております。主に自然や歴史を活かした観光ネットワーク整備を支える道づくりが目的で、町部で4つの遊歩道を計画し、交流人口や島外イベント参加者の拡大を図っていました。今ではその事業は終わっていますが、しっかりコースとして残っている場所もあります。

そこで、この計画の中で遊歩道コースの一例で「西郷港から西郷東大橋、西郷中学校を通過し、日の出トンネルから合庁前を通る遊歩道」がランニングコースとして推奨できるのではないかと考えます。また、このコースは今町が取り組んでいる修学旅行民泊の中学生が早朝ランニングで活用したとも聞いております。

「ウォーキングトレイル事業」の計画書の中では、整備を必要とする内容として、道路照明灯、休憩用ベンチ等の設置などがありますが、現在ある歩道を活用しながら、距離などの表示板、運動に関する様々な情報をお知らせする掲示板の設置をするなどし、ランニングコースとして整備を行うのも一つの方法ではないかと思います。

そこで町長にお伺いします。生活習慣病予防のため、また、今以上に運動への関心を高めるために、ランニングコースの整備が必要と考えますが町長のお考えをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、安部大助議員の「歩行者のための環境整備」に関します質問にお答えをいたします。

まず1点目の「街灯の整備」についてでございます。

本町における街灯の整備状況は、全体で2,000カ所の街灯がございまして、各地域の生活に大きな不便をかけているとは認識しておりません。大体整備がいきとどいているのではと思っております。地域からの要望や情報をもとに現地調査を行いながら、必要箇所に街灯を設置してきたところですし、今後もその方針で、今少しまだ整備がされてない地区があるとすれば整備をしていきたいとこのように考えております。

ウォーキング等の取り組みでございしますが、町民の皆さん方の健康増進の一つであります。街灯の設置につきましては、安全・安心な生活環境を作るためのものと考えているところでございます。健康増進を図るという事であれば広場や夜間照明が設置されている運動公園などが安心して利用できますので、まずはその利用を促すことも必要ではないかと考えております。例えば東京の皇居周辺5キロ近くありますが、昼といわず夜といわず走っておりますが、特にランニングコースとしていろいろな物が設置されているわけではありません。私一度歩いてぐるっとまわったのですが、そういうようなものは設置されてなかったんですが、夜はあそこを通りますと案外暗いのですが、ランニングコースとして東京の町の方はよく使っていることはよく見かけております。

西郷地区にランニングコースの整備ということで、「ウォーキングトレイル事業」で整備をいたしました事業が役場前の方もそうですが道路がございまして、箇所につきましては、役場本所前八尾川沿い道路、隠岐病院裏の八尾川沿い道路、そして隠岐高校玄関前の道路等が「トレイル事業」で整備をさせてもらった事業ですが、これらの利用を促したいと考えております。現状ではウォーキング道路としてのPR不足もございまして関心が薄いようでございますので、この利用を拡大してまいるためのPR活動を関係機関と連携して行う必要がございますし、安全・安心のための整備が必要であれば更に現地調査をしながら調整も図ってまいりたいと、このように考えております。

また議員推奨のコースですが、島根県が管理する道路ですので、必要であれば街灯などの設置につきまして要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

1番(安部大助)

ただ今、答弁をいただきましたが何点が再質問をさせていただきます。

1つ目の質問の答弁の中で、「全体で2,000カ所設置されていると生活に関して大きな不便はかけていないと認識している。」ということでしたが、例えば夜間、中高生が部活動を終えて日が暮れて帰る時間、また夜間歩かれる方々を考えた時に、今の街灯の設置箇所、そういったものを含めて不便といえますか、安心・安全な環境づくりには、私はまだ足りないかと

思うのですが、そこを少し町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

次に、同じ質問の答弁の中で、「健康増進を図るのであれば、照明等が付いている安全な運動公園を利用すべきであって、その利用を促していく。」と、言う事でしたが、今の隠岐の島町の夜間運動されている方々のニーズというのは、確かに運動公園を使っている方々も多くいると思いますが、わざわざそこに行くのではなく自宅近くの道を歩く、または一般道路を使う方々がやはり多く見られます。一般道を運動されている方々がいる以上は、安心・安全の環境を整えてあげるのも私は行政のひとつの役目だと思いますので、今一般の方々が歩いている現状がございまして、一般道路に関しての防犯灯といいますが、その設置について私は先ほども申し上げましたが、まだまだ環境的に整備されていないと思いますので、そのところ町長のお考えを今一度お聞かせ願えればと思います。

次に、2つ目の答弁のなかで、「今、現在3つの『ウォーキングトレイル事業』で残っている道路がある。」ということでした。私も実は「ウォーキングトレイル事業」の資料をもとに夜間歩いて見たのですが歩道がなかったり、街灯がなかったりする部分がありまして、PR活動不足ということもありますが、安全・安心に歩ける場所でなければ人はそこを通りませんので、今後PR活動をやっていく必要があるとともに、私は整備が必要であると考えます。

最後に、「現地調査をしながら、そういった整備を図っていく。」という答弁でしたが、私は平成16年に「ウォーキングトレイル事業」で行った調査は、私はもうしっかりやっているという考えがありまして、それを基に再検討しながら整備に関しては今後検討していくべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

安部議員の再質問にお答をいたします。

まず1点目が、街路灯が2,000カ所で概ねこれでいいということだが、安部議員の方ではまだこれで完全とは思っていないということですが、合併をいたしましてぐるっと見てみますと、旧西郷ははっきり言ってまだ完全ではない部分も、旧都万、五箇、布施に比べると悪いのではと思っておりますが、私が住んでいる岬町辺りは範囲が広い、そのために真っ暗の所がありまして、我々のところは全部自分達で付けて何とかやっているのが現実。そういう意味からすると本当は完全でないかも知れません。

今後は、各自治会、区を十分に検証をして行きたいと思っておりますので、一応箇所数としては完全ではございませんが、特に旧3村については固まって付いていて、こんな所にここまで必要かというくらいあります。それは西郷の町部と比較するとそれは言えるのではな

いかという所を沢山見てまいっております。箇所としては2,000カ所あればいいかと思うのですが、実際は設置場所等はもう少し検討を要することがあると思いますし、更にまた皆さんから「ここをみてください。」という所はあると思いますので、そういった箇所を中心に今後も設置に向けて、地域と検討をして行きたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

健康増進のために道路はあるものではないということで、運動増進のためのランニングでしたら「どうぞ運動公園を。」ということですが、現実には例えば町の人のご指摘のとおり街を取り囲んでます道路を一周して西郷港に着くというコースを走ったり、歩いたりしている方々が多いということは事実でございます。「日の出トンネル」が暗いというご指摘もいただいたり、またあちらこちらで特に夜間の照明の悪い所があるというご指摘につきましては、そういった所は各地区と意見交換をしながら、これは県の関係する部分も多いと思いますので県当局と相談をさせていただきたいと思います。

「ウォーキングトレイル事業」を導入したものでございますが、確かにご指摘のようにそういう意味で作っておりますが、本当にウォーキングトレイルとして利用しているかということ、実態はそうでないかも知れません。これをもっとPRすれば、ここへ来て走ったり、歩いたりするかということ、そういうものでもないかと思っておりますので、ただそういった中でもまだ歩道がない、あるいは街路灯がない、そういった箇所もあることは事実ですので、その辺りも今後、十分に検討させて行きたいというように考えております。

旧町内でそういう実態調査を行ったことがひとつのきっかけになりまして、合併して新町でその調査をして、いろいろご指摘をいただいていく、そういうことで今後ご指摘のある部分から少し検討して行きたいというように、今させたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（池田信博）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

只今より13時30分まで休憩といたしたいと思います。

（本会議休憩宣告 12時03分）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 13時30分）

引き続き一般質問を行います。

次に、8番：石田茂春 議員

8番(石田茂春)

私は、税の細分化について質問します。

平成16年合併時には、滞納金額は料を含みますが2億5,445万1千円であり、その後、毎年増加し、昨年度の決算では2億9,540万円と累増の一途をたどっています。

また、不納欠損額は、4,837万3千円、これは平成16年から22年度までの累計です。ちなみに昨年度は330万円の増これは町民税だけです。23年度は3億円台になるのではないかと危惧しております。

解消対策として、様々な対策をとっておられますが、納付金時間外窓口、徴収強化期間、啓発広報活動等、また監査委員からも毎年指摘されております。しかし真摯に受け止めておられるかどうか判りませんが有効な手立てがないままに推移しております。

滞納する本人が一番悪いものの、納めたい気持ちは常に持っているものの、お金がない、仕事がない、町の経済状況を反映し住民の財布が苦しいことを物語っているともいえます。

しかし、このまま放置しておくことは許されるものではありません。何らかの対策をとらなければなりません。税は期間内に納付する環境づくりをすることが大事だと思われま

す。現在町民税は6月、8月、10月、1月、固定資産税は、4月、7月、12月、2月とそれぞれ地方税で示されている納期になっています。その月になると毎月納める金額と併せれば相当な金額になります。今後新たな滞納者を増やすべきではありません。納期を年4回と固定しないで、8回、10回、または毎月とか納期を細分化するのも環境づくりの一環でもあり、納税者にとっては気分的にも納期しやすいようにも思われます。

また、高額な滞納者、言葉は適切かどうか分かりませんが、全額納めることが当たり前ですが可能ですか。どこかで一線を引く考えは持っておられますか。町長の考えをお伺いします。

番外(町長松田和久)

ただ今の、石田議員の「税の細分化について」のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「税の納期を細分化して、納税者の方々が納めやすいようにしたらどうか」というご質問でしたが、議員ご説明のとおり、各税目の納期は地方税法により定められております。その中で、町民税の普通徴収が法第320条におきまして、また固定資産税が法第362条におきまして、年間の納期は4期とされ、納期月もそれぞれに定められているところでございまして、この地方税法を超えて納期の数を増やすことはできないとされているところでございます。

この法の趣旨は、納税額が一度に高額にならないように、なお且つ、頻繁に金融機関へ出向く必要の無いように、さらに他の税目とも納期が重ならないように等々、納税者の皆様方の負担軽減を図り、且つ税の納付を円滑に行っていただくためのものであり、本町を始め全ての自治体が、法の趣旨に則った税条例を設け、長年に渡り施行してまいってきているところでございます。

ご質問は、滞納の現状を鑑みる観点から、滞納額減少のため納め易い環境づくり方策として大変貴重なご提案だと存じますが、先ほど申し上げました理由によりまして、ご提案に沿うことは地方税法にそぐわないかと思われまますので、何卒御理解を賜りますようお願いをいたします。ただ、高額滞納者の皆さんには分納も認めてお願いをしておりますし、出来るだけ納めやすい環境づくりにも努めているつもりでございます。

次に、「高額滞納者の滞納徴収に一線を引く考えはないか」とのご質問でございますが、これにつきましては、今後も徴収に関する法律並びに本町税条例を遵守し、税負担の公平性の確保を第一に考えながら、制度の中で滞納額の減少に向けて一層の努力をしてまいりたいと存じますので、現段階ではその考え以外の考えは持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきますようお願いをして回答に代えさせていただきます。

8番（石田茂春）

再質問いたします。

細分化したから滞納額が減るという保障はございません。しかし何らかの環境を作っておかなければならないと思います。それが行政のサービスじゃないかと思えます。

「法で決められている。」それは私も分かっています。しかし、町税法第320条これは調べてみたら、これは昭和25年7月31日に出来ているのです。もう見直しする時期がきていると違いませんか、町長に言ってもですが……。これを隠岐の島本町から発信していくのです。他の地域も大変これは困っていると思います。本町から発信すれば、またマスコミにも取り上げられることもあるかもわかりません。

そういう事を発信し、また納めていただく方法を考えるべきではないかと思えます。

もう1点、高額滞納者については、先ほど町長は「制度の中で滞納額の減少に努力する。」と答弁いたしましたが、しかし中味を見ても毎年毎年増額しているのです。もう少しあらゆる角度から検討して見てはどうですか。

以前に町長は、「職員を信用してくれ。」「もう一度がんばる。」という答弁が確かあったと思うのです。もう少しそこを踏み込んで質問をいたしますので答弁をお願いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

先ほど申し上げました「税の納期を細分化する」これについては現行法がそうなっているものですので、それを隠岐の島町だけがという事はなかなか難しいことでございます。

今、全県的にも経済がここまで疲弊してきてまいりますと、実は滞納が各市町村共に上がっていく傾向にあります。何とかこれは町村だけでなく、県も一緒になってという事で議論が今なされていることは間違いございません。

ただ、あってはならない事ですが、そういった中で滞納が進んできて金額の高い滞納者の皆さんには、出来るだけお支払いし易いように分納方策については、今後も引き続き考えて行きたい。納めない人にむちゃくちゃという訳にはいきませんから、どうやったら納めていただけるかという納めやすい方法につきましては、十分に相談に乗りながら、出来るだけ滞納額が減っていくように努めていきたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

8番（ 石 田 茂 春 ）

執行部を信用して、質問を終わります。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、石田茂春議員の一般質問を終わります。

次に、2番：前田芳樹 議員

2番（ 前 田 芳 樹 ）

平成25年11月30日期限の公益法人制度改革を前提にした公益財団法人隠岐の島町農業公社の今後の方向性に関して、且つまた、増大する一方の耕作放棄地対策をどのように描き捉えているのか等について、町長の姿勢をお伺いします。

まず、始めに当たりまして、私は農業公社の理事ではありますが、この一般質問が地方自治法第117条には該当しないこと、当然ながら報酬・費用弁償の類いは一銭も受けないようお断りをして利害関係の排除に努めている身であることを申し上げておきたいと存じます。

それでは、小項目ごとに続けてお伺いします。

1番目、なぜ、公社理事会の決議・意見を汲み取ろうという姿勢が持てないのか。という点についてです。

平成20年9月2日に町が指名設置した7人の公社組織検討委員会、この委員会は7人の内6人は町の意向に同調する構成で、これでは客観的、公正なものと言えるのかどうか、また7人という少人数でこのような大きな課題の動向を決定づけて良いものかどうか。広く農地所

有者に問うべきでは無いか疑義が残るのではないのでしょうか。

この委員会から、平成 21 年 3 月 4 日に町の意向どおりの答申が出され、平成 21 年 7 月 23 日に公社に内部検討するよう通知がなされました。公社内部では 5 人の理事で組織検討委員会を設置して検討をし、再三文書で町に疑問点を問い、結論として、公益性のある生産法人でなければ将来増加する耕作放棄地に対応は出来ないし職員の身分保証もできないので現状の公社組織形態の存続での内部改革を決議して、町に返答、要望をしております。

その後、紆余曲折を経ても平行線のまま現在に至っています。仕切り直しとも言えます平成 23 年 4 月 8 日の職員組合と町の「和解協定書」の 1 番に掲げている「今後の組織のあり方について町は理事会と誠意を持って協議する。」となっているのに、さらには平成 23 年 10 月 17 日の町と公社との「確認書」では、町と公社が互いに誠意を持ってこれから具体的協議をしようとしているのに、平成 23 年 11 月 21 日の 1 回目の協議に町が公社に示した案は根本的に当初案となんら変わりが無いものでありました。

農地所有管理委託者達、農地所有者達がこれらの意向を無視するような島の農政であってはならないと思います。聞く耳を持たないかたくなな姿勢を少し改めて次回からの協議にのぞみ、理事会の意見も少しは汲み取る姿勢を持たば、一気に課題解決へとつながるはずで、そのような対応は出来ませんかでしょうか。

次に小項目 2 番目、「町村合併協定書」で公社はそのまま存続させるとしておりながら、分社化を強要するだけとは、この「協定書」を無意味なものにするのではないか。という点についてです。

「町村合併協定書」12 の 10 で、「農業公社については、平成 17 年度を目途に、一つの公社とするよう調整するものとする。なお、事業内容等、公社運営における詳細については、合併前に調整するものとする。公社職員の身分については、公社職員として新町に引き継がれるよう調整するものとする。」と位置づけられております。この組織の存続と職員の身分の位置づけをしている「合併協定書」は無意味なほどに軽いものなのではないでしょうか。この重大な地域住民間の「契約書」を軽視してはいけないと思います。再認識するべきでこれを尊重する考えはないのでしょうか。

次に 3 番目、公社理事会の存在と権能を無視して、運営不可能になる事が明白な「兵糧攻め」をしていることは、設置者責任を放棄した行為ではないですか。という点についてです。

公社理事会は公社組織を形成する基盤そのものであります。いくら決議して意見を提示しても何ひとつ受け取ってそしゃくしようとしなかつた。まさにその存在と権能を否定して

いるのが実態です。職員労組と対峙している時だけ、理事会を隠れみのに利用しているだけでもあると感じます。

平成 22 年度と平成 23 年度当初予算編成の際に、理事会は執行部と協議の上で「町補助金交付要綱」に基づく交付申請を提出しておりましたのに、町は一言も公社に打診もせず必要額の一部でしかない 2 人分の人件費だといって各年 1,066 万円しか当初予算措置をしておりませんでした。

業務委託も与えず、米価下落が続く、米代金は晩秋にしか入らない、6 月には資金破綻することは承知の上で「兵糧攻め」をしている。業務委託の取り上げのひとつの例である空港の草刈り作業、県から町へ委託され、町は公社へ 710 万円の随意契約で渡して運営資金源としておりましたが、一言の通知も無く取り上げて闘牛協会へ随意契約で渡した訳であります。闘牛協会は入札をして 420 万円で下請けに出し、その落札者はまたオペレーターに 60 万円で孫請けに出した、その孫請け先は公社が委託していた時の方がしていたというような実態だったそうです。

闘牛協会への助成は必要ですが、もっと表面的に明瞭な形で助成をしてあげるべきではないでしょうか。要は、公社に対して年間 2,000 万円位の業務委託も取り上げ、協議の上で作成提出した「補助金交付申請書」も無視して、早晚、破綻するのは解っておりながらしていたことであるわけです。理事会に責任を転嫁するような議会説明に終始して正直に実態を議会で説明していないと感じます。

増加する一方の耕作放棄地の復田作業を計画的に拡大して採草地にしたり、やるべきことはたくさんあるわけです。しかし、政策立案と予算措置がこれには不可欠であります。運営が不可能になることを承知の上で資金破綻を招かせることは、設置者責任を放棄した行為に他なりません。意向とおりに向かないからと言って「坊主憎けりや袈裟まで」・・・というような政策の無い感情的措置を行政は取ってはいけないと思います。これから具体的な協議をしようという「確認書」のもとでは、互いに聞く耳を持って誠意を尽くして協議して課題解決をしなければなりません。誠意を持ってという文言が「確認書」にあります。そのような対応をする考えが真にあるのでしょうか。

次に 4 番目、平成 23 年 9 月定例会の総括質疑の際に、執行部から「6 月末の 500 万円の債務負担行為は、公社理事に個人担保能力が無いからと仕方なく行ったものです。」という事実無根の虚偽の答弁がありましたが、これは理事に謝罪するべきものであろうかと思えます。

平成 23 年 6 月は理事の各人に信用調査があったわけでも無く、元来、当初予算措置を故意

にしなかったから資金破綻寸前の状態が発生したものであって、事実では無いことを述べて理事個人の名誉を損なってはならないと思います。窮余の答弁であったにせよ虚偽の詭弁を弄して議会对応する姿勢は間違っています。議会には正直に事実を述べて、理事に対して謙虚な姿勢で釈明をなさるべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に5番目、新しい公益財団法人は、鹿児島県日置市農業公社のような、耕作放棄地対策は公益性が有るので農地集積円滑化事業と一体で自家耕作部門を持っても良いとする認証例が出て来て、分社化の必要性が幾分霧消し、平成18年の制度改革法令公布時の当初とは事態は変わっていると思います。積極的な作文とアピール意見で認証される余地があるそうでございます。理事会は自費で10月11日に島根県庁担当課へ出向いて、そのための調査研究に努めて来ております。認証例を参考にして少し軌道修正をしてもう少し柔軟な対応をするべきではないでしょうか。

次に6番、財政再建・財政支出の削減を叫んでおられますが、町が言う分社化では新たな生産法人への支援などで現状より財政支出は増大すると推測されます。この矛盾をどう説明されるのかということについてです。

町からの補助金の推移は、平成17年1,340万円、平成18年640万円、平成19年640万円、平成20年640万円、平成21年1,700万円、平成22年1,566万円、平成23年3,266万円、で平成23年度は町からの業務受託が極端に減少しているのようになっております。

この間、合併時に所持していた積立金3,820万円は使わざるを得ずして0となってしまっております。業務受託をさせないで進めば、平成23年度水準以上の支援が必要になっていくであろうし、移行時の退職金等の費用が多額となったり、新しい生産法人なるものの支援額が増加していくだろう、財政支出は増大するだろうと推測される訳であります。現状より支出削減が出来なければ、無理強いする必要性は薄くなっていくのではないのでしょうか。それどころか、本末転倒な言動になってくると思うのです。この矛盾の説明ができるのでしょうか。

次に7番、大きな課題である公社職員の処遇は、職員労組が県労働委員会へ救済申し立てをする以前と全く同様のままで、給料大幅削減、3年先までの生産法人支援だけでそこから先は知らない、これでは誠意ある対応とは言えないのではないかと。という点についてであります。

「町村合併協定書」で「公社職員の身分は、公社職員として新町に引き継がれるよう調整する。」として身分保障を約束しています。この重い約束を軽視して、公益財団法人職員とい

う安定した身分保障から給料大幅削減、3年先までの支援しかしない、そこから先は知らない、将来も定かでは無い民間企業に行けでは労働契約違反は免れないと思います。「和解協定書」の2及び4で雇用条件の低下を防ぐために約束をして、その5では協議不調の時はまた労働委員会の斡旋・調停に委ねることになっています。この「和解協定書」の約束を遵守しないで進もうとすれば、かならず県労委に出ることになるかと予測されます。

前回の調停の時は、最高裁の全国的な判例からして行政側が不利だから県労委が和解しようと懸命になった経緯があったと当事者から聞いております。訴訟で行政が負けるような事態は厳に避けなければならないと思います。競馬馬の療養所で有名な栗東市では、訴訟を避けて同様の公社職員を市の職員にして身分保障をしたという例もあるそうです。当人たちは、旧村役場で面接を受けて行政100%出資の三セク安定法人に就職した者であって、3年先に倒産するかも知れないところへ追いやられるとは思ってもよらないはずです。他人は知る由も無いが本人達にしてみれば労働基本権を踏みにじられ、生活権を否定され不安と怒りでいっぱいのはずです。これらのところを良く認識して対応して行かなければならないはずです。雇用創出を叫び、多大な財政支出を主に国、県の補助ですが、している一方では社会基盤を弱くするような不安定雇用を増大させるような行政姿勢は間違っていると思います。変わらない姿勢では、この身分保障の問題では先へは進めません。この辺をどう考えておられるのでしょうか。

次に8番、増大する一方の耕作放棄地への対策は、民営化後は町の責任で停滞なく取り組むと言うが、果たして現場が消化できるのでしょうか。まだ具体的に示せないのでしょうか、という点についてです。

この2年間でさえ耕作放棄地は更に拡大をしております。島後一円を見て回ると、伊後・犬来・西田をはじめ、圃場整備した水田が各地で耕作放棄地と化して増加しています。特に西田地区のかやぼうぼうの荒れた景観の惨状はひどいものだと思います。これはかやを育てているかも知れませんが。町の農政の行く末を暗示しているかの如くです。

5月になれば水田の水鏡にシラサギが映るような癒しの田園風景は、何れ無くなるのではないのでしょうか。水門が壊れて海水が逆流し深田だから認定農業者は見向きもしない。民家の目の前でさえこういう状態になってしまうという農政の現実を示していると感じています。

概して公社の存在している都万・五箇は非常に少なく、公社の無い旧西郷町管内では急激に増加している。これから全域的に高齢化で、加速度的に増加して行くのではないだろうかと思えます。今でさえ対処できないものが、効率化を追求する民営化法人が消化できるので

しょうか。規模の大きな家族経営の認定農業者でも高齢で廃業される方もおられ、また体調を崩して困っている認定の方もおられます。もし認定農業者の誰かが急に止めたらどうするのですか。今年度、都万地区で5町歩の認定さんが止められた分が公社がまとめて受け取ったというケースがあります。

どんどん財政支出で対応するような用意があるのなら、何も現在の公社を発展的に継続させて、水田単一耕作では無くて復田したところは採草地化して畜産振興と関連づけるとか、やれる方法はあると思います。大金を投じて山林を大規模に伐採して、てっぼう水洪水の原因を作らなくても、全域で100ヘクタール以上もある整備した水田放棄地を活用するよう公社に担わせていく方法もあるかと思います。効率が悪いからと言って切り捨て放棄ならいつでも誰でもできます。停滞なく取り組むとは具体的にどのような構想でしょうか。

次に9番、なぜ、これまでの公社の実績を全く評価しないのか。という点についてです。完璧な組織は世界中どこにも無かろうかと思います。職員の勤務状態を槍玉にしたり苦情があるからと言うが、勤務状態は一般農家と違って公益財団法人という組織との雇用条件の枠の中にあっただからで職員個人のせいとは言いきれません。日の出前から田んぼに出て、カラスが山に帰ってからでないに家に帰れないというような昔風の農業には若い後継者も増えるはずはないのであります。公社内部では苦情解消のために「苦情対策室」を設置して電話を常に身につけて町報の「おしらせ便」で広報もしました。しかし電話は1回も鳴らなかったといひます。

周知不足もあつたかも知れないが、どちらも冷静になってやっかみを排除してみれば、また違った見方もできるのではないのでしょうか。農地所有者の要望で条件不利地までも耕作する農業公社が存在する都万・五箇地区では極端に放棄地が少ないのであります。

五箇では、農地所有者が認定農業者との契約を不安に思い公社と契約をしたがって、一端は公社と管理契約をしてから認定へ再委託してくれというものが12ヘクタール、同様に都万でも6ヘクタール、伊後地区での復田耕作は困難な作業であつたそうです。いったん荒れてしまうと雑木や竹の根っこがはびこって大変な作業になるそうです。また、中村では認定農業者が廃業して8ヘクタールの耕作が出来なくなった時に、公社が中間保有して、役場が主導して認定農業者を育成する時にこれを提供させました。平地区でも同様に今年度5ヘクタールを提供して、新たな認定育成に貢献しております。

都万・五箇の認定には集積をして、すぐ耕作できる状態で水田を提供してきた面積は多大なものがあります。認定が育った裏には公社の貢献があることを忘れてはならないはずでござ

ざいます。

伊後・中村・飯田・西田・原田・平・都万全域・上五箇全域・代・島後一円の遠隔地移動をしながらの農地保全・景観保持は簡単なことではないはずです。効率が落ちるのも逆に認定農業者は参入する者だけでは無く、これから廃業する方も出てくるはずでありまして、その時の受け皿は安定していなければならないと思われます。適正に評価する視点も必要ではないか。いい面を評価してやるような目線にはなれないのでしょうか。

最後に、地産地消の取り組みの経緯についてという点についてです。

誤解があるようでございますけれども、野菜を主にした農産物の地産地消の取り組みは、当初は県の補助金で公社が請け負っていたそうですが、数年前に農協が野菜の集荷を行うというので、町の主導で農協にやってもらうことにして、公社は数年前に外されていたという経緯であったそうです。

県の補助金は農協へ交付されており、公社は参加できる状態ではなかったということです。現在は、民間グループを町は助成・育成し、農協も止めているということだそうです。公社がなまけている訳ではなかったという、これらの経緯を議会にも正直に説明していただくべきでないかと思うところですが、如何でしょうか。

以上、明瞭な返答を求めます。

番外（ 町長 松田和久 ）

ただ今の前田議員の「隠岐の島町農業公社の今後の方向性等について」のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず1点目の「理事会の決定・意見への対応姿勢について」でございますが、議員ご指摘のとおり現在、今後の農業公社をどのように編成して行くのか協議中でございます。

平成20年以降様々な場面で協議がなされ、今日に至っておりますことは充分承知をしているところでございますが、本年4月の「和解協定」をひとつの契機に、改めまして本町の方針案を提示し協議を重ねてきているところでございます。

今回の公社再編成に至りました経緯は議員もご承知のとおり、本来の農業公社の事務業務への移行、また、行財政改革の一環として検討、協議を重ねてきたところでございますが、その趣旨に沿い方針案を決定した上で、現状の農業公社の組織形態での存続はできないものと回答をいたしており、理事会の提案に聞く耳をもたないのではなく、理事会の提案を待っているのが現状でございますのでご理解をお願いいたしたいと思ひます。

2点目の、「町村合併協定書の位置づけについて」でございますが、協定書により、一つの

公社とし、また、職員の身分も合併後の新公社に引き継いできたところでございますが、決して「合併協定書」を軽視するものではございませんが、合併以来7年を経過し、本町の将来を見つめ、見直すべきところは見直し、新公社を次世代に引き継ぐことも責務であると考えているところでございます。

3点目の「設置者責任の放棄ではないか」とのご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり平成23年度の予算編成については、係争中であったこともありまして、理事会と本町の協議が充分になされず管理運営費については予算化がなされなかった経緯がございまして、新年度になり補正を行わせていただいたところであるかと思っております。

また、議員ご指摘の予算化についてでございますが、人件費の一部の当初予算化とのご指摘は「農地利用集積円滑化事業」等の委託金でございまして、補助金交付申請を無視して予算化したとのご指摘は、平成22年度中に平成23年度の補助金の交付申請は当然ながら対応できるものではございません。従いまして、平成23年度補助金につきましては改めまして新年度の5月に理事会と協議をさせていただき今日に至っているものと相互間で認識しているところでございまして、その補正予算化にあつては誠意をもって対応しているものと、このように理解をしているところでございます。

4点目の「平成23年6月定例会の答弁について」でございますが、債務負担行為に公社理事に保証能力がないとの発言はなかったと思っております。ただし、債務負担に当たっては金融機関が本町の債務負担が必要である、そうでないと駄目だとこのような要請があったと伺ったことから、本町が債務負担をしなければその借り入れができないものかとの趣旨の発言はあったように記憶いたしております。決して公社理事に保証能力がないというような発言はした覚えはございません。議員ご指摘のニュアンスではなかったと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

5点目の「公益法人に対する軌道修正について」でございますが、公社理事会の皆さん方が調査・研究をなされていることは承知をするところでございます。

議員ご指摘のとおり、新公益財団法人が生産部門も含め新事業であっても公益財団法人として認証される例があることは、県の調査から知るところでございます。

「鹿児島県日置市農業公社」の認証例でございますが、本公社は担い手の確保・育成と担い手の経営拡大及び高齢農家等の農作業の支援等事業を行っているところであるように伺っていますが、そのために就農希望者の研修事業、農地貸借斡旋事業、高齢農家等を支援する農作業受託事業を実施しているところでございまして、特に地域農業の担い手の経営規模拡

大のための農地斡旋、地域の農業者から出された農作業については、地域の担い手農家に優先して委託するなど公益性が高い事業を行っており、多少ではございますが本町の公社事業とは少し異なる点があるかと存じます。その上で、改めまして本町の公社の組織についてでございますが、先に述べましたように当初からの組織再編に対する考えから提案しております方針案で進めるところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

6点目の「財政支出の増大について」でございますが、現在、分社化により新たな生産法人を設置した場合におきましては複数年間におきまして支援することを提案させていただいておりますが、その事業費等財政支出について明確に算出を行っていない状況ではございますが、その複数年間においては財政支出が増大するものであろうと見込んでおりますが、町の将来の農業行政のあり方、行財政の観点からいたしかたないものと判断をいたすところでございます。

7点目の「公社職員の処遇について」でございますが、公社職員の処遇については、「和解協定」より協議を行うべき進めているところでございまして、議員ご指摘の給料の大幅な削減、3年先までの支援など私どもが知らないことばかりでございまして、当初から一貫して変わらない姿勢で取り組んでおり、そのためにも組織について併せて協議が必要と理解しているところでございます。

8点目の「耕作放棄地の対策について」でございますが、耕作放棄地につきましては、平成22年度「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」によりまして、2ヘクタールの解消を重機を用いて実施するなど、計画上、現在21ヘクタールを残しているものと考えておりますが、民営化法人に限らず認定農家をはじめ企業参入を行った各会社の方々との調整を図りながら、今後も計画的に対策を進め、再生農地の受け手となる担い手確保に努めるなど耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めてまいり所存でございます。

9点目の「農業公社の評価について」でございますが、農業公社につきましては、これまでも申し上げておりますが、農業公社を評価しないものではなく、評価するからこそ公益財団法人として移行するものでございますし、農業公社本来の業務に勤しむべきと判断をし、組織について協議を重ねているところでございます。

新たな企業参入、また新たな担い手の育成・確保等、諸課題はございますものの、民間でできることは徹底的に民間で実施する体制づくりのため農業施策を展開して行く考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に10点目の「地産地消の取り組み経緯について」のご質問にお答えいたします。

地産地消の取り組みにつきましては、平成18年4月から、新たに島根県、町、JA、農業公社で構成します「地域農産物直売流通振興協議会」を設立し、それぞれの合意形成のもとに活動を展開してまいったところでございます、議員ご指摘のような、町の主導で取り組んだということではございません。

また、この地産地消の取り組みでは、学校給食での地元産物の使用や、集出荷体制の確立等、毎月開催の協議会定例会で事業の進捗状況を検証しながら、参加いたします行政や団体が、それぞれの役割分担を定め取り組んできたところでございます。

なお、これらの取り組みにつきまして、隠岐の島町議会での説明は、当時の産業建設常任委員会や、議会定例会での一般質問及び総括質疑で説明をいたしておりますので、ご確認をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

また、現在の状況でございますが、「生産者協議会」を中心に各民間のグループがそれぞれ県の「がんばる地域応援総合事業」等を活用し、地産地消の取り組みを行っております事をご報告申し上げ、答弁に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2番（前田 芳 樹）

先ほどの4番のところの、理事に担保能力がないという答弁は無かったと言われましたが、9月定例会の「総括質疑」の時に副町長の答弁の中にありました。テープを改めて聴いてみたいと思っております。テープにあるはずですが。

町が示している「案」というのが、2つの大きな課題をもっています。解決しなければならないのが、耕作放棄地対策をどう取っていくのか、そしてまた表裏一体の職員の雇用問題をどうするのかという、この2点、これをやはりお互いがもっと謙虚な姿勢で話し合うというところにもっていかないと解決できないし、これはまた一気に解決できる余地があるはずだと、この「3年先は知らない。」とか、そういう事を言ったのでは職員さん達はまた県労委に行くことになるから、そうならない様にやはり譲るべきところは譲って協議に入るようお願いをしたいところです。そうしないと合意がなされて、整然とやって行くことが出来ない訳ですから、その辺のところ町長どう考えているのか。よろしく申し上げます。

番外（町長 松田 和久）

再質問にお答えをいたしたいと思っております。

今、副町長と更に確認をいたしました。先方さんの方から、「公社では駄目だと、担保能力のある隠岐の島町が保証にならないと駄目だ。」という事を言われたので、「そうさせて下

さい。」という事を申し上げたと、言っておりますので、どうぞご確認をお願いしたいと思います。

私達は、この合併をいたしまして以来、本当に誰かがいい表現をされました、乾いたタオルを更にシルクのような行革をやって、今、何とかここまできたんです。そういう中でやはり民間で出来ることは民間に、それも今まで町が直営していたものも、そうやってまいてきております。

やはり今、ご質問にありましたように、お互いに誠意をもってということは、やはり農業公社はこれだけ頑張っているじゃないか、だからもっと税を突っ込んでやるべきだという全員の方が私のところに来るなら、私は考えますよ。

一方では非難ガラダラの批判もあるんですよ。それに対して「言ったものの名前を言え。」と、ここまで責められました。申し上げました。でも、その人のところに行きもしないじゃないですか。もう少し誠意をもって、私は対応することが問題解決だと思っておりますので、お互いに誠意をもってというところは、お互いにやはりそういった事も考えていただきたいと、この様に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2番(前田 芳樹)

名前を教えたとおっしゃいましたが、私は名前を聞いたことはありません。何れ教えて下さい。

以上で終わります。

議長(池田 信博)

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

最後に、14番：福田 晃 議員

14番(福田 晃)

私は、通学路の整備について質問したいと思います。

紆余曲折をへて、歴史と伝統ある隠岐の島町内の小中学校の統廃合から1年8ヵ月が経過しました。

当初、保護者等から懸念をされていた、「いじめ」を始めとする諸問題も現場の教職員、関係者各位のご尽力により、さしたる問題もなく学校運営が続けられていることは大変喜ばしいことと思います。

ただ、今まで近かった学校から遠い学校へ通学する小学生、特に低学年の生徒は大変な苦勞をしていると思います。

そこで私は、スクールバスによる通学路の整備計画について質問いたします。

通学路については、各地区、いろいろ事情があって要望はあると思いますが、私は今一番整備が遅れているのは、統廃合してからですが那久小学校から都万小学校へ、大久小学校から西郷小学校への道路だと思います。幸い那久道路一番の難所であった区域が12月中の「かたくりトンネル」開通により大幅に改善されることは喜ばしいが、まだまだ多くの改良すべき箇所があると思われます。

県道だからといって、県にお願いすればよいのではなく、町長の強い思いを県に訴えて事業を進めるべきであると思います。これは、大久道路も同じだと思います。財源が乏しい中、早急な改良は難しいかとは思いますが、町長はどのような年次計画を立て、整備を県に対し要請する予定か考えを伺います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、福田議員の「通学路の整備について」のご質問にお答えいたしたいと思います。

小中学校統廃合によります、遠隔地から通学を余儀なくされました児童にとりましては、負担になっておりますことは議員仰せの通りかと存じます。

県道であり、その一方で通学路ともなっております那久・都万間の整備につきましては、このたび整備をさせていただきました「かたくりトンネル」を含みます県道西郷都万郡線大津久工区1.5キロメートルの整備がこの度完了いたしまして、近く竣工式という事になっております。この12月にも供用開始になる予定でございます。

引き続きましてその先の大津久から都万間1.8キロメートルについて、今、用地買収を進めておりまして、平成24年度の道路改良工事着手に向け事業推進を図っているところでございまして、平成27年度の完成を今目指しているところでございます。

これは県道整備ということですが、一方では学校再編ということで改めて通学路にもなっておりますので、更にそれを早く完成させてもらうべく県当局に対する要請活動は引き続き続けて行きたいと、このように考えております。

また那久から大津久までの区間については、大津久・都万間が完成すれば平成27年度から引き続き整備に向けて取り組んで行くようにということですが、これについても出来るだけ早くやらせてもらいたいと考えております。

今、「隠岐の島町の安全と活力ある島づくり協議会」というのを作りまして、これは県の方も大変喜んでもらっておりますが、各地区の区長さん方に入ってもらうと一緒に相談をして、今年はこれを早くやってもらいたいという要望で、今年ももうすでにやっております。

ますが、そういう団体とうまく協調しながらやって行きたいと思います。

県道西郷布施線の犬来から大久間につきましては、犬来・釜間 1.7 キロメートルを平成 23 年度中に工事着工するよう、用地取得に取り組んでいるところでございまして、平成 26 年度にはこの間を完了させ、引き続き釜・大久間に取りかかるよう要望をいたしているところでございます。

財政事情が厳しい状況でございまして、通学路としてだけでなく生活道路としても早急な改良が必要であるとおのうに考えておりますので、先ほど申し上げました「隠岐の島町安全と活力ある島づくり協議会」を活用させていただきまして、島根県当局に対し引き続き積極的に要望活動をしてまいりたい。

福田議員からは指摘の箇所ではございせんが、私が平成 15 年旧町の町長になりました折に、中村津戸港線、原田のクランク十字路を早く整備して欲しいというのは実は保護者からも要請があがっておりまして、以来ずーと要望してまいりました。これにつきましては、今年調査費がつきまして来年度から事業着手するという約束をいただいております、近くの関係する土地地権者の皆様方の所には挨拶まわりには直々に行って、私が任期中に手をつけてもらうようお願いをいたしまして、それについても大体方向が出てきたという事をご紹介をし、答弁に代えたいと思います。

14番(福田晃)

町長の力強いお言葉を聞いて安心しておりますが、県に対する区長会等の要望は第 1 回目の時には私も議長をしており、事務方から「こういうことは頻繁にやってください。」と喜ばれておりますのでわかっております。ただ、そういうので各地区も事業計画は立てていると思いますが、私が言うのは学校の統廃合があったわけですから、これも踏まえてまた新たな計画を立てたらどうかという。

最初に付け加えるのを忘れていたので後から、蔵見橋付近の事は聞こうと思っておりますが、町長の方から答弁がありましたので、これで質問を終りたいと思います。

議長(池田信博)

以上で、福田 晃議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日、12月13日は定刻より、「質疑」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 1 4 時 3 5 分)

以 下 余 白